

大分市環境基本計画 (第四次)

(素案)

大分市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の役割・位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲と環境の範囲	3
5 計画の主体と役割	4
第2章 環境の現状	5
1 社会情勢の変化	5
2 環境の現状	14
3 環境基本計画（第三次）の評価	27
4 市民・事業者の意識調査結果	29
第3章 大分市が目指す環境	34
1 基本理念と環境像	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
第4章 目標達成のための取組	37
基本目標1 豊かな自然 多様な生物と共にいきるまち（自然環境）	37
基本目標2 おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）	40
基本目標3 健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）	42
基本目標4 循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）	44
基本目標5 ゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）	47
基本目標6 みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育・連携）	51
第5章 環境教育等の推進	54
1 背景と基本的な考え方	54
2 取組方針	56
3 取組内容	57
第6章 計画の推進体制・進行管理	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	61
第7章 環境配慮指針	62
1 市民の環境配慮指針	63
2 事業者の環境配慮指針	65
3 公共事業や開発における環境配慮指針	67
資料編	70
1 大分市環境審議会及び審議経過	70
2 用語解説	72

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

大分市（以下、「本市」という。）では、大分市総合計画に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成12（2000）年に「大分市環境基本計画（第一次）」を策定しました。

その後、平成18（2006）年に制定した「大分市環境基本条例」に基づき、平成20（2008）年に「大分市環境基本計画（第二次）」、平成29（2017）年に「大分市環境基本計画（第三次）」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、市・市民・事業者の協働による施策や事業を推進してきました。

近年、社会情勢は大きく変化しており、国際的には、平成27（2015）年に国連で「持続可能な発展のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が取り組むべき目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。また、平成27（2015）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃未満を目指す」としており、21世紀後半には人為的な温室効果ガス*排出量を実質的にゼロとすることが掲げられています。

国内では、令和6（2024）年に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会*の構築』を目標に掲げています。計画では、気候変動*、生物多様性*の損失や環境汚染など、現在進行形の環境危機に対応するためには、2030年頃までを「勝負の10年」として、この間に行う対策がこれから数千年先まで影響を持つ可能性が高いことが示されています。

さらに、気候変動に対する適応策の推進、生物多様性の保全、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減などに対応するため、新たな法律の制定や計画の策定が行われています。

「大分市環境基本計画（第四次）」（以下、「本計画」という。）は、第三次計画の総括を踏まえて、本市を取り巻く社会情勢の変化や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、目指す環境像である「（仮）自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた」を実現することを目的として策定するものです。

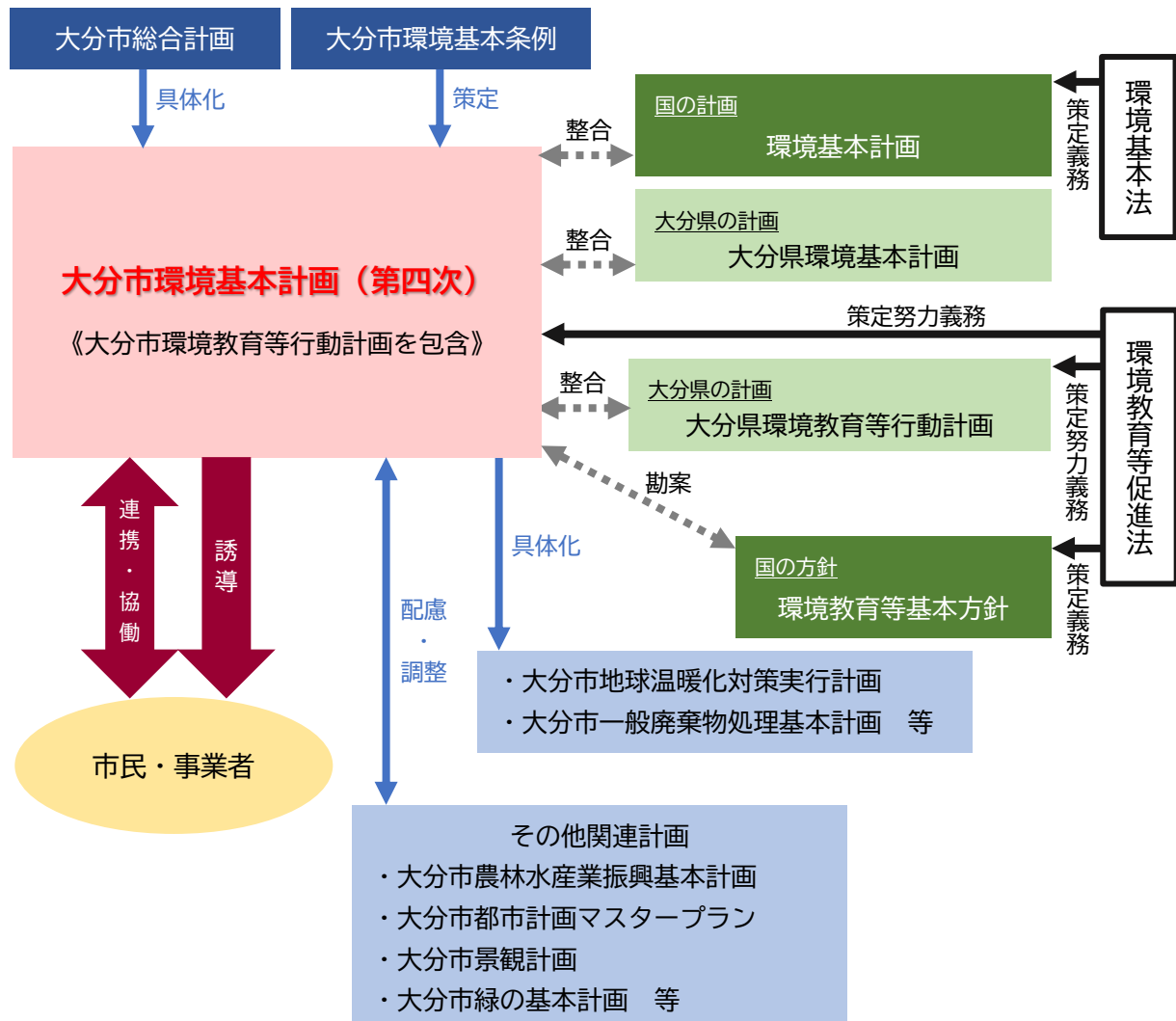
2 計画の役割・位置付け

本計画は、大分市環境基本条例に基づき、環境に関わるすべての主体が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組む施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画であり、市政運営の最上位計画である「大分市総合計画」における環境分野の個別計画に位置付けられています。

そのため、本計画の個別計画である大分市地球温暖化対策実行計画や大分市一般廃棄物処理基本計画等の施策との整合や、関わりを持つ他分野の個別事業計画との連携も図りながら、施策を推進していきます。また、本計画では、望ましい環境像を掲げ、市民、事業者が取り組むべき環境に配慮した行動の取組を示し、その実現へと誘導を図ります。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する「大分市環境教育等行動計画」を包含しています。

本計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

また、計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲と環境の範囲

本計画の対象地域は、市域全域とします。なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、大分都市広域圏*等の周辺自治体、県、国と連携して対応します。

本計画が対象とする環境の範囲は、第三次計画に引き続き「自然環境」「快適環境」「生活環境」「資源循環」「地球環境」及び「環境教育・連携」の6分野とします。

本計画において対象とする環境の範囲

分 野	対 象
自然環境	河川、海、森林、農地、生物多様性、外来生物、有害鳥獣* 等
快適環境	水辺空間、緑化、公園緑地、景観、歴史・文化 等
生活環境	水質、土壌、大気、騒音・振動 等
資源循環	4R*、プラスチックごみ・食品ロス、廃棄物の適正処理、不法投棄 等
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー*、気候変動適応 等
環境教育・連携	環境教育・環境学習、多様な主体との連携、環境保全活動 等

5 計画の主体と役割

本計画の主体は、市、市民、事業者とします。

目指す環境像を実現していくために、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■市の役割

市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努め、市民、事業者、NP0 等団体とは緊密に連携するとともに、環境保全活動に対しては多方面からの協働と支援を行い、また、広域的な取組を必要とする施策については、大分都市広域圏等の周辺自治体、県、国との連携・協力体制の構築に努めます。

■市民の役割

市民は、日常生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加に努めます。

■事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、公害の未然防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域環境との共生の主体として、地域における環境保全活動への貢献に努めます。

第2章 環境の現状

1 社会情勢の変化

(1) 世界の動向

■持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDGs が掲げられました。

SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

この中には、地球環境や地球環境と密接にかかわる課題に関連する目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SDGs を構成する 5 つの要素



出典：国際連合広報センター

■パリ協定

平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

その後、令和 3（2021）年の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議では、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル*及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策を求めることとしています。

（２）日本の動向

■国の「第六次環境基本計画」の策定

令和 6（2024）年に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、現在地球は「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の 3 つの環境危機に直面しており、人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超過しつつあるとして、目指すべき持続可能な社会の姿を、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築』としています。

■循環型社会*の形成

令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。本方針では、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

また、海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、令和 4（2022）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、その中では製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

これらを受けて、令和 6（2024）年に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な課題と位置付けられています。

また、重要な方向性として、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、循環システムの構築と地方創生の実現など、国が講ずべき施策を示し、2030 年度を目標年度とした数値指標を設定しています。

■生物多様性の保全

生物多様性に関する国際目標では、令和4（2022）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継であり、令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

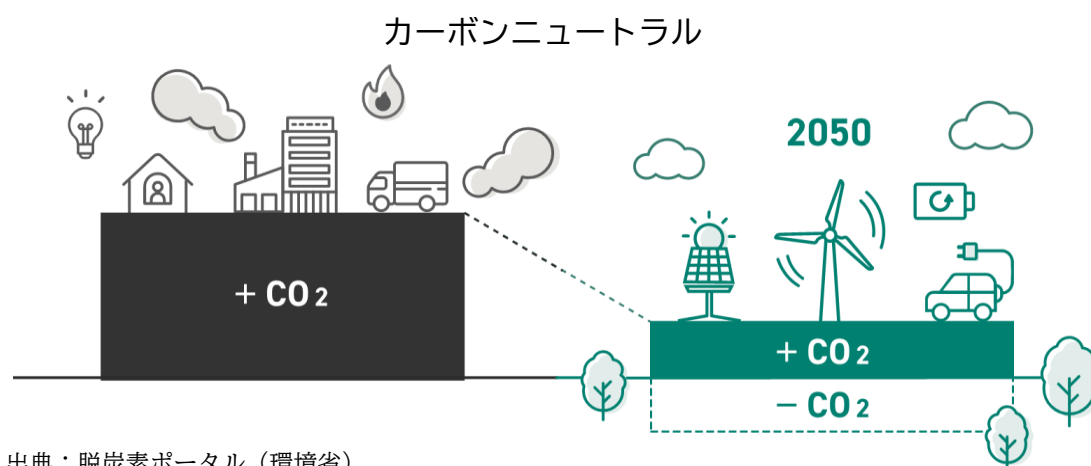
これを踏まえて、令和5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。その実現のため、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を含め、具体的な行動計画が示されています。

■脱炭素社会*の実現

令和3（2021）年の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や令和2（2020）年に表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。

また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画*」では、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、「IPCC*」という。）の「1.5℃特別報告書」を受けて、日本においても令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」と、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。



■気候変動適応策の推進

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、平成30（2018）年に「気候変動適応法」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化しました。

令和3（2021）年に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定し、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

また、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5（2023）年に改正気候変動適応法が施行され、気候変動適応計画が一部変更されています。

気候変動適応計画の概要

目標

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す

計画期間

今後おおむね5年間

基本的役割

政府

地方公共団体

事業者

国民

国立環境研究所

適応の率先実施
多様な関係者の適応促進

適応の情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保

地方公共団体等の技術的援助

事業に応じた適応の推進

適応ビジネスの推進

適応行動の実施
適応施策への協力

基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

①あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

②科学的知見に基づく気候変動適応を推進する

③我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する

④地域の実情に応じた気候変動適応を推進する

⑤国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する

⑥開発途上国の適応能力の向上に貢献する

⑦関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

進捗管理

PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標(*)の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施
(*)分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など

気候変動の影響と適応策（分野別の例）

農林水産

自然系

健康

経済活動

国民生活・都市生活

水環境・水資源

影響 高温によるコメの品質低下
適応策 高温耐性品種の導入

影響 洪水の原因となる大雨の増加
適応策 「流域治水」の推進

影響 土石流等の発生頻度の増加
適応策 砂防堰堤の設置等

影響 灌漑期における地下水位の低下
適応策 地下水マネジメントの推進等

影響 造礁サンゴの生育海域消滅の可能性
適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全

影響 熱中症による死亡リスクの増加
適応策 高齢者への予防情報伝達

影響 様々な感染症の発生リスクの変化
適応策 気候変動影響に関する知見収集

影響 安全保障への影響
適応策 影響最小限にする視点での施策推進

影響 インフラ・ライフラインへの影響
適応策 施設やシステムの強靱化
グリーンインフラの活用等

気候変動適応に関する基盤的施策

気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用

気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保

地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進

事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進

気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

熱中症対策実行計画に関する基本的事項

実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定

出典：気候変動適応計画の概要（環境省）

(3) 大分県の動向

■大分県環境基本計画

令和6(2024)年に策定された「第4次大分県環境基本計画」は、これまでの取組の成果を踏まえつつ、国内外の様々な状況の変化に適切に対応するため、目指すべき環境の将来像として「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を掲げています。5つの基本目標ごとに取組内容が示されており、新しい視点として、自然環境を「守る」のみならず、「活かして選ばれる」視点が取り入れられています。

第4次大分県環境基本計画の施策体系

目標	項目	
基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と 気候変動への適応	1	温室効果ガスの排出削減の推進
	2	吸収源対策の推進
	3	気候変動適応策の推進
基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を 生み出すGXの推進	1	GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出
	2	大分県版水素サプライチェーンの構築
	3	エネルギー関連産業の成長促進
	4	ものづくり産業の循環経済への転換
基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた 循環型社会の構築	1	プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進
	2	廃棄物の適正処理の推進
	3	大気環境対策の推進
	4	水・土壌・地盤環境対策の推進
	5	化学物質等に係るリスクコミュニケーション
基本目標Ⅳ 豊かな自然の 保全と活用	1	生物多様性の保全・回復の推進
	2	快適な地域環境の保全
	3	持続可能な温泉利用の推進
	4	ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進
基本目標Ⅴ 環境を守り活かす 担い手づくりの推進	1	“未来”につながる人材育成
	2	持続可能な“活動”につながる環境の整備
	3	“元気”につながる活動への深化

出典：第4次大分県環境基本計画より作成

■循環型社会の形成

令和3(2021)年に「第5次大分県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物*と産業廃棄物*それぞれに施策を展開しています。一般廃棄物対策では「循環型社会の構築に向けた意識改革」「ごみ減量化及び再資源化の推進」「ごみの適正処理の推進」「災害廃棄物の処理体制の充実」の4つを柱とし、産業廃棄物対策では「排出抑制、循環的利用の推進」「安全・安心な適正処理の推進」「情報公開、相互理解の増進」の3つを柱としています。

■生物多様性の保全

「生物多様性国家戦略 2023-2030」を基本とした生物多様性基本法に定める生物多様性地域戦略として、令和6（2024）年に「第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）」が策定されました。基本目標に「豊かな自然と人間とが共生するふるさと‘おおいた’に向けた「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現」を掲げ、3つの基本方針と6つの基本戦略を設定しています。

第3次生物多様性おおいた県戦略の施策体系

〔基本方針〕

- 1 「おおいたの重要な自然共生地域」の拡大等を図り、地域の活力で自然を守り、育てる。
- 2 自然の持つ機能を活用して、地域課題の解決に繋げる。
- 3 行政、NPO、地域、企業など、様々な主体による取組を進める。

**「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
上記の基本方針を踏まえ、第4章の行動計画を推進する**

【行動計画】

- | | |
|-------|---|
| 基本戦略Ⅰ | 生態系の健全性の回復 |
| 基本戦略Ⅱ | 自然を活用した地域づくりの推進 |
| 基本戦略Ⅲ | 自然が有する多様な機能の活用による社会課題の解決 |
| 基本戦略Ⅳ | 事業活動における生物多様性への配慮
～ネイチャーポジティブ経済に向けた取組～ |
| 基本戦略Ⅴ | 県民一人ひとりの生物多様性の認識と行動化 |
| 基本戦略Ⅵ | 調査・情報整備の推進 |

出典：第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）

■地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

令和5(2023)年に改定された「第5期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)大分県気候変動適応計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」に基づく『地方公共団体実行計画(区域施策編)』であるとともに、「気候変動適応法」に基づく『地域気候変動適応計画*』、「第3次大分県環境基本計画」の個別計画にも位置付けられています。また、「大分県版カーボンニュートラル」の実現を目指して、令和7(2025)年度及び令和12(2030)年度の削減目標等が設定されています。

市町村は、県民に身近な自治体として、主体的に地域の自然的・社会的条件を活かして地域の実情に合わせた対策を行うことが求められています。

緩和策の取組としては、産業部門*、家庭・業務その他部門、運輸部門*、その他部門について、部門ごとの取組が挙げられています。また、適応策の取組として、農林水産分野、自然災害・沿岸域分野、健康・県民生活分野、大分県気候変動適応センターの取組が挙げられています。

令和6(2024)年には、大分県の経済をけん引する大分コンビナートの「カーボンニュートラル」と「持続的成長」を両立するため、大分コンビナートの事業者や大分県・大分市、大分大学などの産学官連携により「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」が策定されました。

この構想では、2050年に向けた大分コンビナートの目指す姿として、①水素等次世代エネルギーの受入・供給、②CO₂の受入・搬出、③脱炭素技術の実証・導入、④県内他地域との連携、⑤県外コンビナート地域等との連携の5つが挙げられています。



出典：グリーン・コンビナートおおいた推進構想

（４）大分市の動向

■大分市総合計画（策定中）

令和 7（2025）年に策定予定の「大分市総合計画」は、長期的に本市が目指すまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う基本的な施策を定める「基本構想」と、基本構想の実現に向けた具体的な施策を定める「基本計画」で構成されています。

基本構想は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までを期間とし、本市の目指すまちの姿（都市像）として「（仮）誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現を掲げ、3つの基本的な施策を示しています。

基本計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを期間とし、基本構想に示す 3つの基本的な施策を進めるため、具体的な施策を示すとともに、目標を設定しています。

■大分市一般廃棄物処理基本計画 2020 年度～2029 年度

令和 2（2020）年に策定された「大分市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づく計画であり、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置付けられるとともに、本計画の個別計画として、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の具体的施策を定める計画です。

ごみ処理の基本理念として「みんなの工夫と実践で、環境負荷*を一層低減し、循環型社会の実現を目指す」を掲げ、基本目標として「一人ひとりが環境や資源について考え、4R に積極的に取り組むまち」、「環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち」を目指して取組を推進しています。

生活排水処理の基本理念として「生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域*の水質環境のさらなる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」を掲げ、公共下水道の計画的・効率的な整備と接続率向上、公共下水道整備区域外の浄化槽*普及促進、し尿処理施設の長寿命化と適正管理・機能維持を基本方針としています。

■大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編), 大分市地域気候変動適応計画

令和 3（2021）年に「2050 年ゼロカーボンシティ」を宣言し、「令和 32（2050）年カーボンニュートラル達成」を目指して、令和 6（2024）年に「第 4 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「第 6 期大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

区域施策編では、中期目標として、令和 12（2030）年度までに大分市全体（特定事業所を除く）で温室効果ガス排出量を 2013 年度比 50%以上削減、長期目標として、令和 32（2050）年までにカーボンニュートラル達成等を掲げています。事務事業編では、令和 12（2030）年度までに本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 49.5%削減することを目標としています。

また、大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）には、大分市地域気候変動適応計画を内包し、緩和策と適応策に取り組んでいます。

2 環境の現状

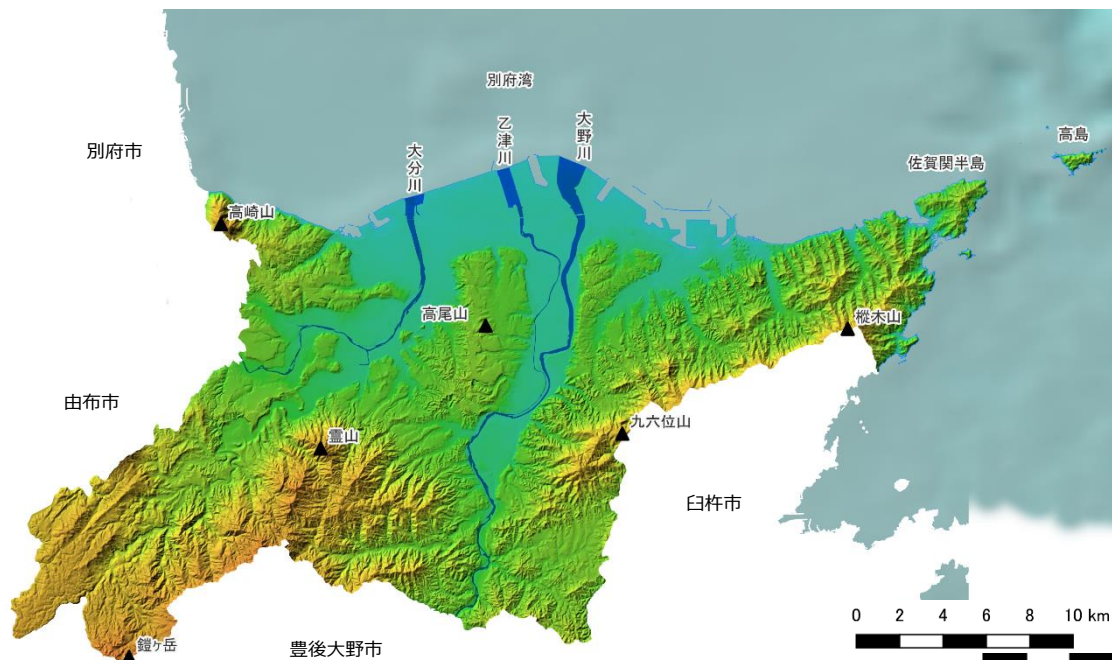
(1) 自然環境

■地勢

本市は、北部に別府湾を臨み、高崎山をはじめ^{よろいがだけ}鎧ヶ岳、^{もみのきやま}縦木山などの山々が連なり、地域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

大分市の地勢図



■生物多様性

大分県には、九州を横断するいくつかの大きな構造線が通っており、地質的に異なった特徴をもつ地域に区分されており、また、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水環境など多様で豊かな自然が育まれています。

市の北西端に位置するニホンザルの自然動物園「高崎山」や豊予海峡に浮かぶウミネコ営巣地「高島」は、瀬戸内海国立公園に指定されており、佐賀関半島とその周辺海岸は、日豊海岸国立公園に指定されています。市域北側の海岸は臨海工業地帯となっていますが、接する主要河川の河口干潟には、ヘナタリ類・ウミニナ類及びハマボウ・ハマサジ等、他県では数少ない貴重な動植物が生息・生育しています。

内陸部にある芹川ダム周辺や霊山は、県立自然公園や県自然環境保全地域に指定されており、その他にも里地里山*、河川、湖沼等の多様な生態系に多種多様な動植物が生息しています。

大分県では、自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中から、法的規制などがなく、または弱い地域にあるものを選定し、「おおいたの重要な自然共生地域」として公表しています。現在公表されている28地域のうち、大分市内には3地域が選定されています。

おおいたの重要な自然共生地域

地域名	特徴	地域の保全・啓発活動団体名
乙津川	河川・湖沼にみられる貴重な生態系・生物群集	乙津川環境整備事業促進期成会 乙津川水辺の楽校運営協議会
柞原八幡宮の社叢	山地・森林に見られる貴重な生態系・生物群集	柞原八幡宮 氏子総代会
うーたの里山 (明治地区の里山)	里地・里山にみられる貴重な生態系・生物群集	うーたの会

出典：大分県ホームページ

■外来生物

人間の活動によって、主に海外から日本に持ち込まれた生きものを外来生物と呼び、その中でも、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに大きな影響を与えるおそれがある生きものは「特定外来生物*」として法律により指定されています。国内では159種類の動植物が特定外来生物に指定されており、本市ではそのうち19種類が確認されています。

(2) 快適環境

■景観

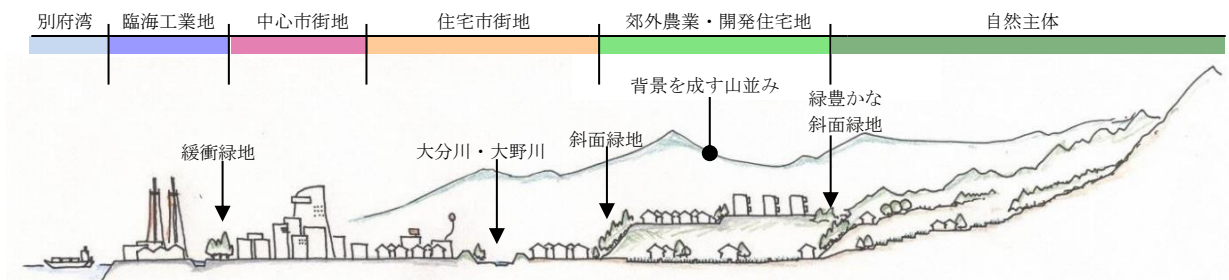
本市の地勢から景観特性をみると、別府湾に沿って臨海工業地帯があり、次いで中心市街地、住宅市街地があり、その周囲を郊外住宅・開発住宅地が取り囲み、その周辺に自然主体の地域が広がっています。

大分市の景観特性図



南北方向に大分川・大野川、これに沿って伸びる崖線・街道と、河川に沿って多様な景観に一体性・連続性があります。

図：景観特性 断面モデル



出典：大分市景観計画

本市では景観計画の理念に基づいて、景観形成に取り組むこととしています。

大分市の景観計画の理念

自然、歴史、文化、暮らしが調和する
おおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ

市民共有の財産である「豊かな景観」を
市民自らが考え、まもり、つくり、はぐくみ、魅力を高めていく

出典：大分市景観計画

■公園

本市には令和5(2023)年度末現在、都市公園が801箇所整備されており、面積は約712haとなっています。市民一人あたりの都市公園面積は15.1㎡であり、全国中核市平均(11.1㎡)を上回っています。

■空き地・空き家

本市では、空き地の不良状態を解消するため、「大分市環境美化に関する条例」に基づき、空き地の所有者又は管理者に、適正かつ良好な管理を義務付けています。令和5(2023)年度の空き地の不良状態の相談件数は54件となっています。

また、管理不全な空き家を解消するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の適切な管理と活用を促しています。

■歴史・文化

本市には令和5(2023)年度末現在、選択、登録を含む国指定等の文化財が65件、県指定等の文化財が77件、市指定等の文化財が87件、合計229件(重複2件含む。)の文化財が所在しています。

その中には、柞原八幡宮や高島のような生きものの生息・生育地として重要な場所や、帆足家住宅など歴史的な街なみ景観を形成する有形文化財、鶴崎踊や賀来神社卯酉の神事など無形民俗文化財が含まれています。これら本市の伝統文化は市域の自然を活かしながら承継されています。

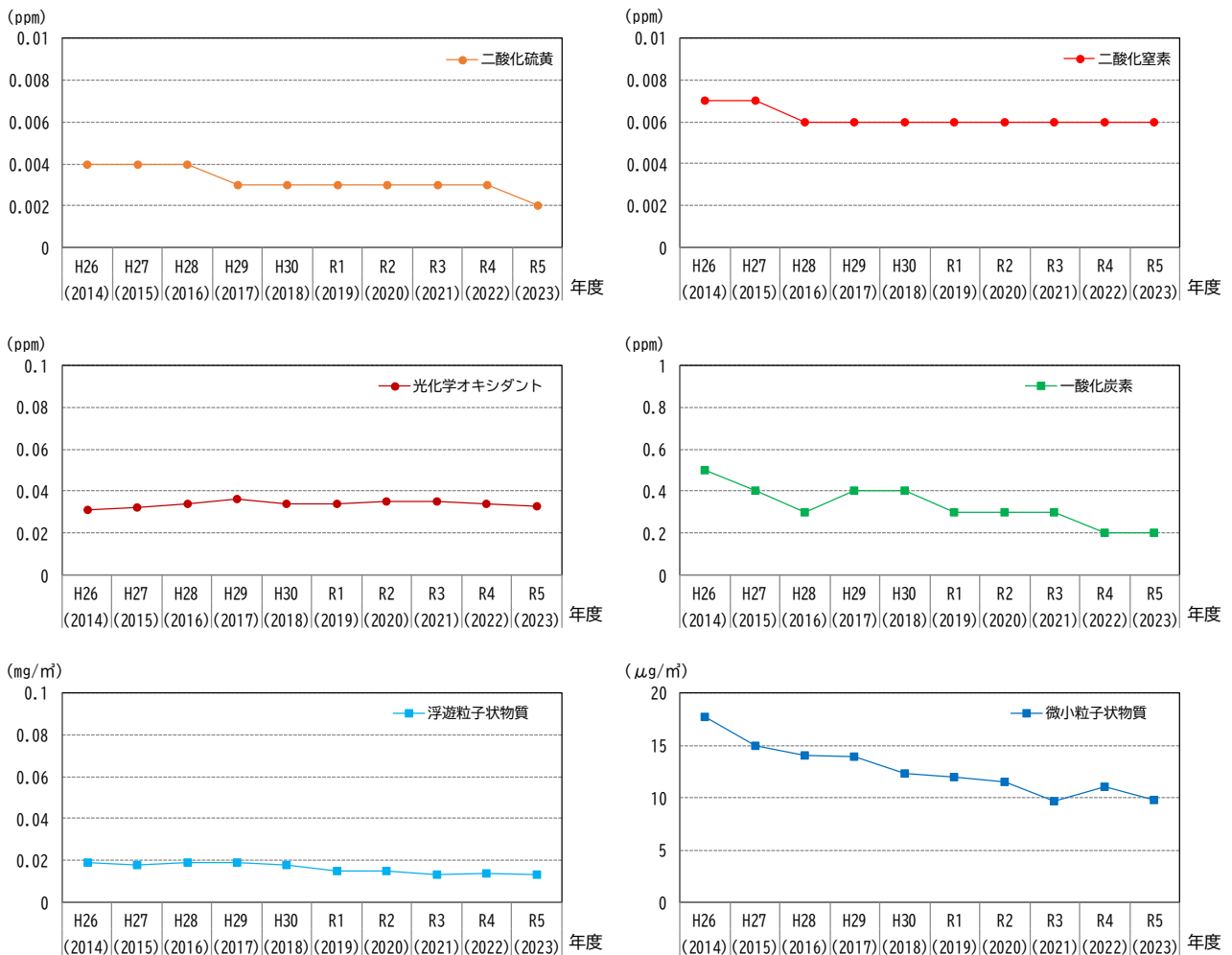
(3) 生活環境

■大気

本市では、一般環境大気測定局*12 局、自動車排出ガス測定局 2 局において大気汚染の常時監視を行っています。

過去 10 年間の一般環境大気測定局の測定結果は、概ね横ばいまたは減少の傾向にあり、環境基準*の達成状況は概ね良好に推移しています。

一般環境大気測定局の全局平均値の経年変化



■騒音・振動

本市では一般地域 6 地点で環境騒音*を測定しています。過去 10 年間の環境騒音の測定結果は、すべて環境基準を達成しています。

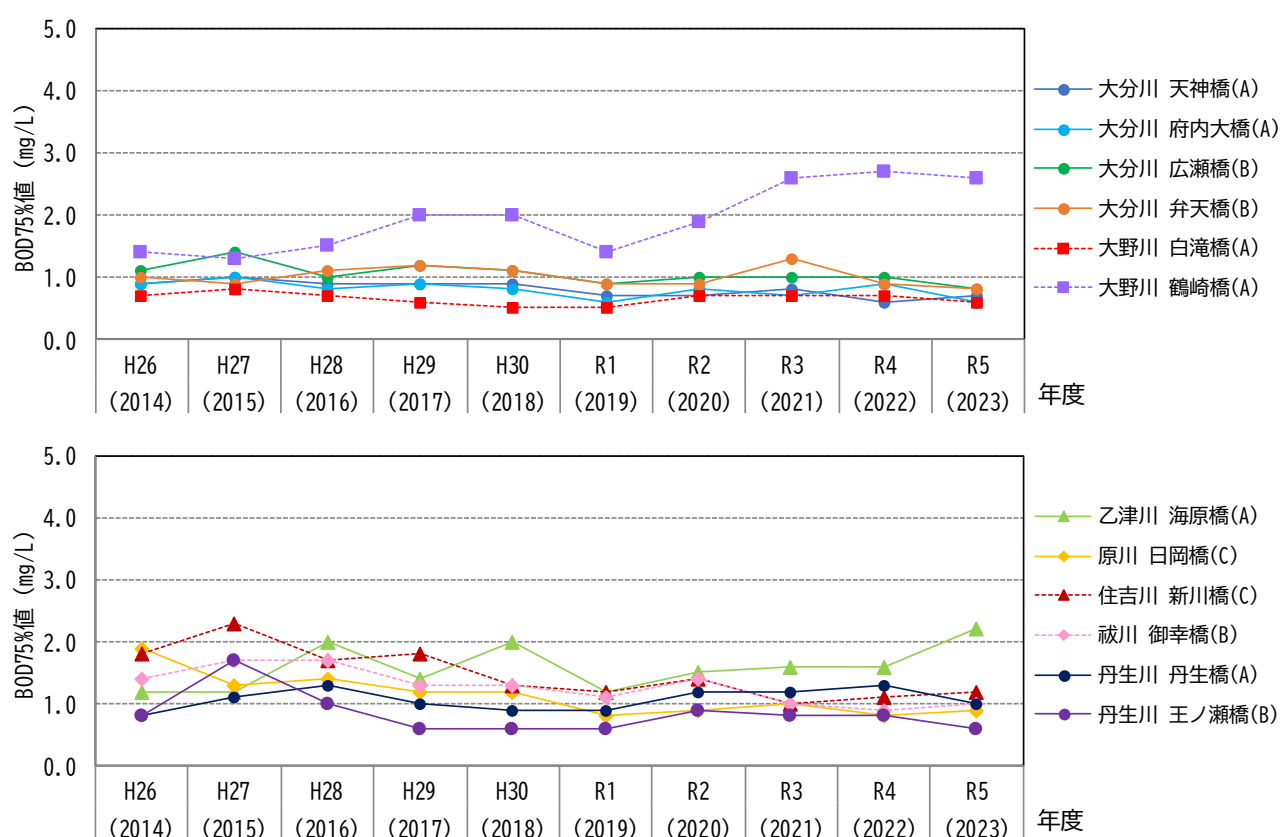
また、道路沿道 33 地点で自動車騒音及び道路交通振動を測定しています。過去 10 年間の測定結果は、概ね環境基準を達成しており、要請限度*も下回っています。

■水質

本市では、国土交通省、大分県とともに河川 35 地点、海域 14 地点で水質調査を実施しています。

過去 10 年間の河川水質の経年変化は、河川ごとにばらつきがあるものの、概ね横ばいの傾向です。環境基準の達成状況については河川の水質汚濁の代表的な指標である BOD*（生物化学的酸素要求量）でみると、大野川鶴崎橋、乙津川海原橋を除き環境基準を達成しており良好に推移しています。

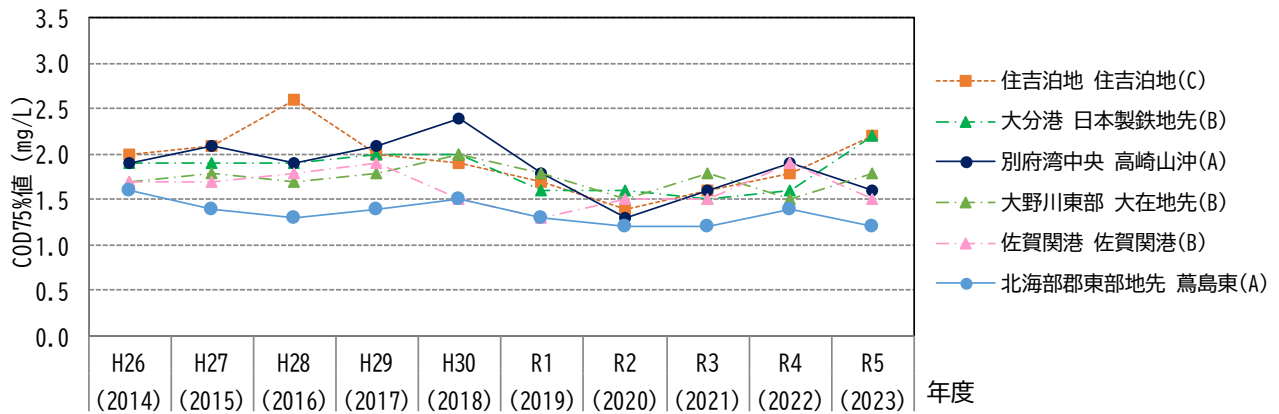
河川の環境基準点における BOD の経年変化



注) 凡例の()の記号は環境基準類型を示す。

過去 10 年間の海域水質の経年変化は、概ね横ばいの傾向です。環境基準の達成状況については海域の水質汚濁の代表的な指標である COD*（化学的酸素要求量）でみると、令和元（2019）年度以降すべての地点で環境基準を達成しています。

海域の主な環境基準点における COD の経年変化

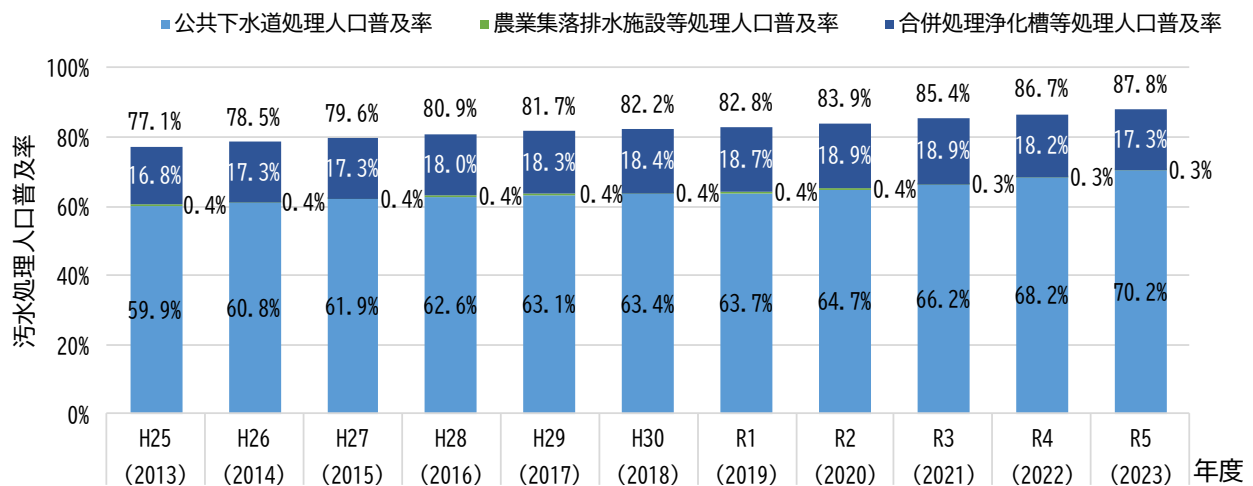


注) 凡例の()の記号は環境基準類型を示す。

■下水道

令和 5 (2023) 年度末現在、公共下水道の整備済面積は 6,090ha、処理人口は 332,020 人となっています。普及率は、公共下水道が 70.2%、農業集落排水施設等が 0.3%、合併処理浄化槽等が 17.3%となっており、汚水処理人口普及率*は 87.8%となっています。

大分市の汚水処理人口普及率の推移



■土壌

令和 5(2023)年度末現在における土壌汚染対策法*に基づく要措置区域の指定はありません。また、形質変更時要届出区域は市内で 5 ヶ所指定されています。

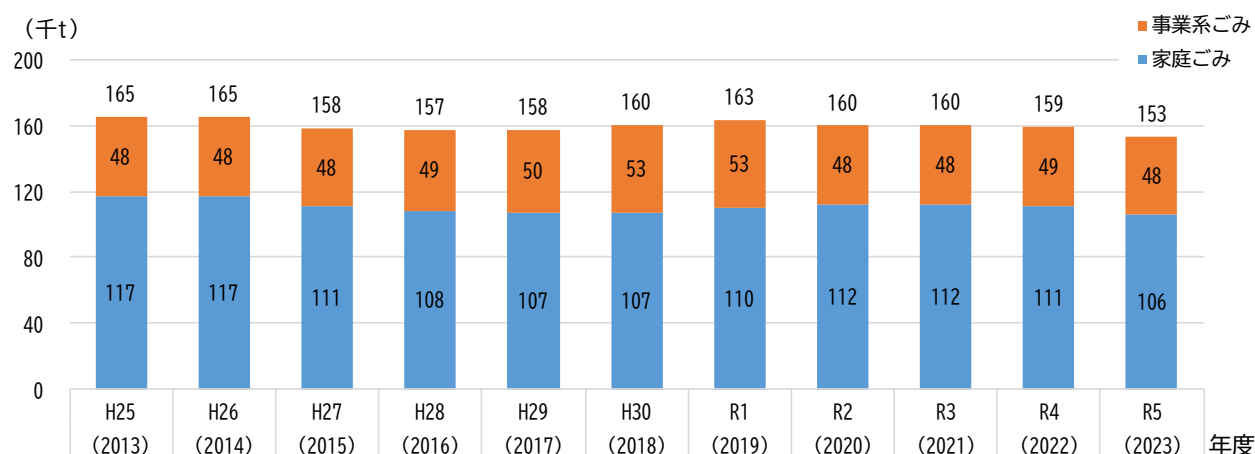
過去 10 年間に本市では土壌ダイオキシン類*調査を 39 地点で実施しており、すべての地点で環境基準を達成しています。

(4) 資源循環

■一般廃棄物（ごみ）処理

本市では、平成 26（2014）年度から実施している家庭ごみの有料化制度によって、家庭ごみは平成 27（2015）年度以降減少の傾向にありましたが、コロナ禍等の特殊事情により、ごみ量は一時的に増加しました。その後、近年は再び減少傾向にあります。事業系ごみは年度によって差があるものの概ね横ばいの傾向にあります。

ごみ排出量（総処理量）の推移

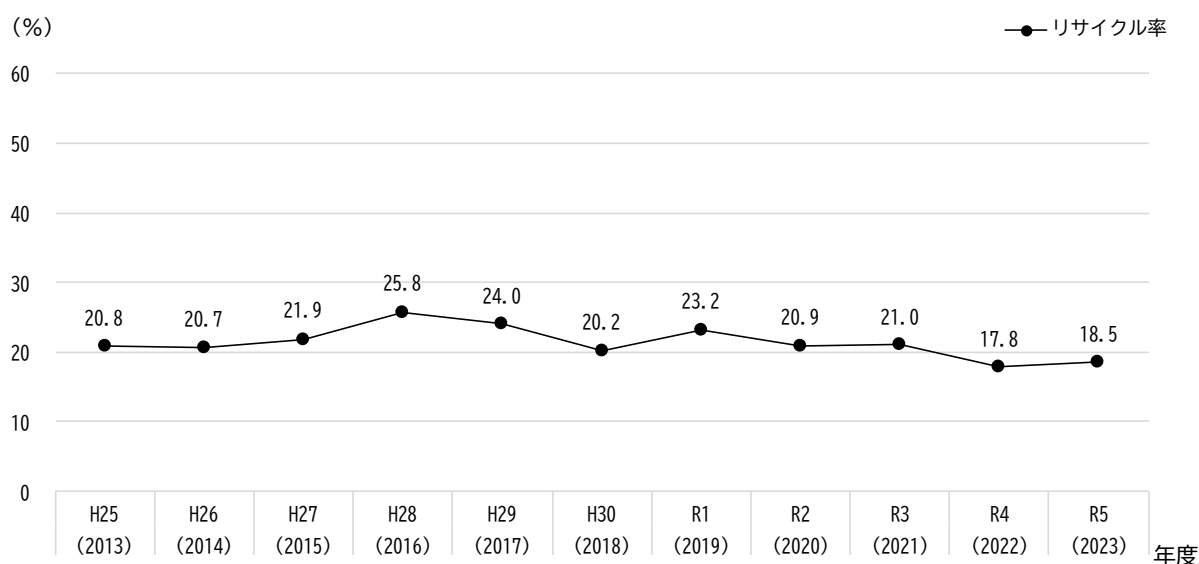


注）四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

■リサイクル

本市では、平成 28(2016)年度以降、リサイクル業者への資源ごみの誘導量を資源化量に計上したことにより、一時的にリサイクル率*が増加しましたが、経年的には減少傾向から近年は横ばいの傾向にあります。

リサイクル率の推移

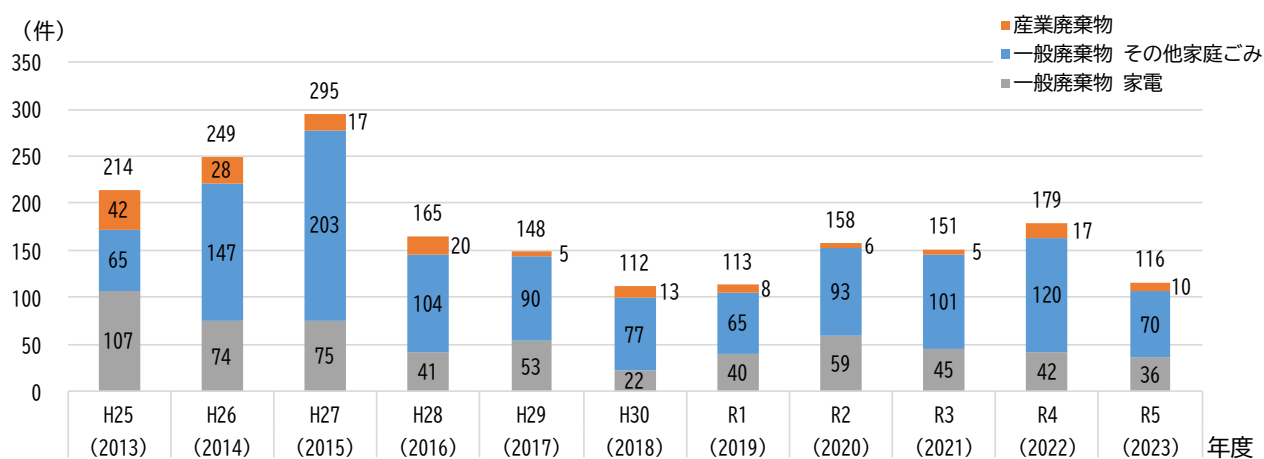


■不法投棄

廃棄物の不法投棄の早期発見と未然防止のため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心に計画的にパトロールを実施しています。

令和 5（2023）年度は、116 件の不法投棄のうち 9 割以上が一般廃棄物によるものであり、近年は 110～180 件程度で推移しています。

不法投棄発見件数の推移

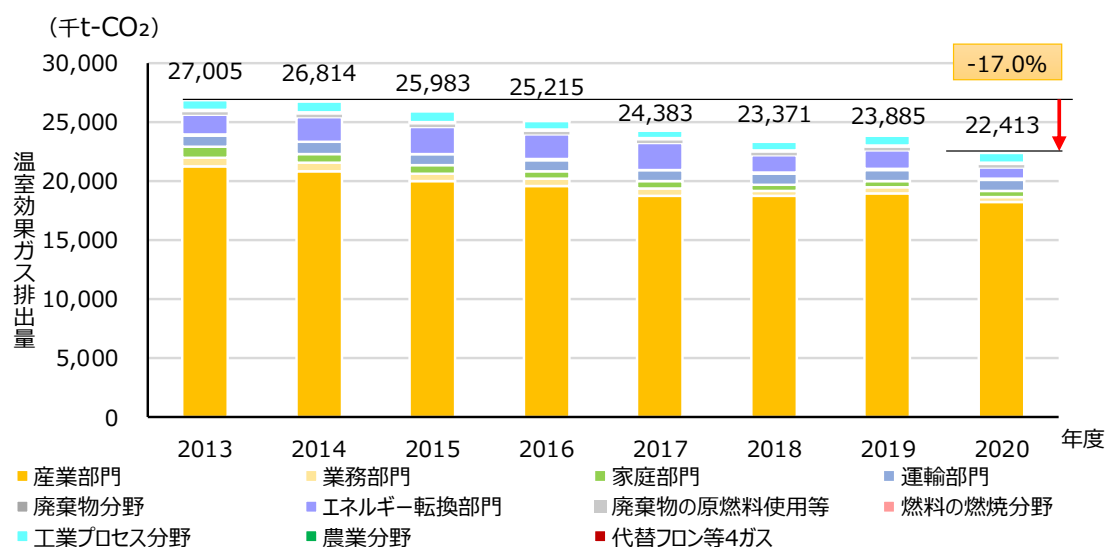


(5) 地球環境

■温室効果ガス排出量

本市の令和2（2020）年度の市域の温室効果ガス排出量は、22,413 千 t-CO₂ となっており、平成25（2013）年度比で17.0%の削減となっています。部門別にみると、産業部門からの排出が8割以上を占めています。この産業部門については、臨海部に立地する鉄鋼、石油化学コンビナート、発電所等の大規模事業所からの割合が大きいという特徴があります。

温室効果ガス排出量の推移



出典：第4期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■再生可能エネルギー・省エネルギー

本市では、NP0 法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を交付金として当該 NP0 法人等に交付する「大分市市民共同発電事業」を行っています。令和 5(2023)年度末現在、のつはる少年自然の家、古国府浄水場、高崎山おさる館及び大分市学校給食西部共同調理場に設置された 4 基の太陽光発電設備（合計 41.4kW）が稼働しています。

加えて、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業も行っており、光明園跡地（市有地）において 241.5kW の太陽光発電設備を設置しています。

また、その他に一般廃棄物のサーマルリサイクルや省エネルギー設備の導入等にも取り組んでいます。本市臨海部の大分コンビナートは九州唯一の石油化学コンビナートであり、水素の需要地・供給地として水素利活用の潜在性と優位性を持っています。本市では、大分市水素利活用計画に基づき、水素社会*の実現に向けた水素エネルギー*導入の率先取組として、公共施設に業務用燃料電池*の設置を行うとともに、燃料電池自動車や家庭用燃料電池*の導入にかかる費用の補助事業も行っています。

大分市の公共施設等への再生可能エネルギー等導入状況

種別		個所数	設備規模等	主な設置場所
太陽光発電		25	315.9kW	小中学校、市民センター等
ソーラー照明灯		25	7.608kW (297 基)	小中学校、市道、葬斎場、緑地等
太陽熱利用		3	集熱面積 100.38m ²	駅南住宅みやびのもり、消防署等
廃棄物発電、排熱利用		2	15,500kW	福宗環境センター 佐野清掃センター
中小水力発電		1	49.9kW	三芳配水場
天然ガスコージェネレーション*		1	25kW	学校給食西部共同調理場
業務用燃料電池		2	6.0kW	市役所本庁舎、碩田学園
次世代 自動車	電気自動車	5	—	—
	ハイブリッド車	8	—	—
	低速電動バス	3	—	—
	燃料電池（水素）自動車	2	—	—

（6）環境教育・連携

■環境教育・環境学習

本市では、環境展や大分エコライフプラザ*等で開催する各種イベントを通じて、市民の環境意識の高揚を図っています。

また、環境ポスター展の開催や環境教育副読本の配布、エコスクール整備促進事業など、地域の学校教育の場を通じて、未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じることができ取組を行っています。

その他にも、学校を通じて家庭での省エネ行動を促す「エコチャレンジ」や、環境月間中には、市内の幼児・児童・生徒を対象に、学校や図書館等で環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行う「環境ブックの読み聞かせ運動」を実施しています。

また環境保全活動団体の協力を得て、定期的に行っている「大分市身近な自然観察会」では、自然の大切さを認識し、自然を守り育てる意識を高めることを目的に、幅広い年齢の市民を対象に環境学習の場を提供しています。

■連携の体制づくり

本市では、市、市民、事業者が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら連携して、温室効果ガス削減に向けた取組を進めるために、「地球温暖化対策おおいた市民会議*」を設置し、温室効果ガス削減に向けた実効性のある取組を展開しています。

また、市内を中心に環境保全活動を行う環境団体の活動を支援・推進することを目的に、平成 24（2012）年に「大分市環境保全活動団体登録制度*」を開始し、市ホームページ等での情報発信や環境展等の啓発イベントへの出展など、相互に連携を図ってきました。

他にも「きれいにしょうえおおいた推進事業*」や「大分市ごみ拾いパートナー登録制度*」を通じて、ボランティアによる公共の場所の清掃活動を推進しています。

また、本市では、昭和 51（1976）年から市内の主要企業と公害防止に関する協定を締結しており、令和 5（2023）年度末現在、16 社 1 グループと締結しています。

さらに近年では、「2050 年ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進するため、事業者と連携協定を締結し、地球温暖化に関する連携も進めています。

事業者との連携協定

協定名	協定日	事業者名
カーボンニュートラル等に係る包括連携協定	2022 年 12 月 27 日	九州電力株式会社大分支店 大分県信用組合
地球温暖化対策に関する連携協定	2023 年 2 月 20 日	大分瓦斯株式会社

3 環境基本計画（第三次）の評価

第三次計画では、環境目標の実施状況を評価するため、指標を設定し、目標値の達成に向けて取り組んできました。令和5（2023）年度の達成状況は以下のとおりです。

※達成状況欄は、第三次計画策定時の目標値達成の場合は○、目標値には及んでいないが近づいている場合は△、目標値非達成の場合は×として評価。

自然環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
海底ごみ・漂着ごみの除去面積（累積）	2,140ha (2015 年度)	11,033ha ^注 (2018 年度)	10,777ha (2024 年度)	○
「郷土の緑保全地区」区域指定面積(累積)	76.4ha (2015 年度)	81.7ha (2023 年度)	85ha (2024 年度)	△
年間間伐面積	165ha (2015 年度)	65ha (2023 年度)	195ha (2024 年度)	×
認定新規就農者数（累積）	7 人 (2015 年度)	26 人 (2023 年度)	65 人 (2024 年度)	△
アライグマ捕獲努力量	1,916 わな日 (2015 年度)	120,671 わな日 (2023 年度)	14,000 わな日 (2024 年度)	○
自然体験学習会参加者数	1,282 人 (2015 年度)	1,380 人 (2023 年度)	1,500 人 (2024 年度)	△

注）海底ごみ・漂着ごみの除去面積は事業終了のため、現況値が2018年度となっています。

快適環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
市民一人あたりの都市公園面積	14.65m ² (2015 年度)	15.06m ² (2023 年度)	15.0m ² (2024 年度)	○
公園愛護会の結成数	399 団体 (2015 年度)	406 団体 (2023 年度)	410 団体 (2024 年度)	△
ボランティア清掃団体登録件数	209 団体 (2015 年度)	262 団体 (2023 年度)	225 団体 (2024 年度)	○
文化財指定件数	203 件 (2015 年度)	227 件 (2023 年度)	221 件 (2024 年度)	○

生活環境分野における指標（1）

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
河川的环境基準達成率（BOD）	100% (2015 年度)	80% (2023 年度)	100% (2024 年度)	×
海域の環境基準達成率（COD）	88.9% (2015 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	○
污水处理人口普及率	79.6% (2015 年度)	87.8% (2023 年度)	89.4% (2024 年度)	△
地下水水質調査地点数（累計）	399 地点 (2015 年度)	480 地点 (2023 年度)	500 地点 (2024 年度)	△
大気汚染物質の環境基準達成項目数	4 項目 (2015 年度)	5 項目 (2023 年度)	6 項目 (2024 年度)	△

生活環境分野における指標（２）

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
有害大気汚染物質*の環境基準達成項目数	4 項目 (2015 年度)	4 項目 (2023 年度)	4 項目 (2024 年度)	○
ダイオキシン類の環境基準達成項目数	1 項目 (2015 年度)	1 項目 (2023 年度)	1 項目 (2024 年度)	○
一般地域における騒音の環境基準達成率	100% (2015 年度)	100% (2023 年度)	100% (2024 年度)	○
道路に面した地域における騒音（自動車騒音）の環境基準達成率	89.4% (2015 年度)	95.7% (2023 年度)	100% (2024 年度)	△

資源循環分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
一日あたりの市民一人あたり家庭系ごみ排出量	633g (2015 年度)	613g (2023 年度)	582g (2024 年度)	△
ごみ排出量（一般廃棄物）	158,298t (2015 年度)	153,356t (2023 年度)	136,000t (2024 年度)	△
リサイクル率（一般廃棄物）	21.9% (2015 年度)	18.5% (2023 年度)	33.0% (2024 年度)	×
最終処分率*（一般廃棄物）	6.2% (2015 年度)	7.8% (2023 年度)	3.0% (2024 年度)	×
おおいた優良産廃処理業者評価制度*認定事業所数	10 事業者 (2015 年度)	18 事業者 (2023 年度)	30 事業者 (2024 年度)	△

地球環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
民生家庭部門における CO ₂ 排出量	794 千 t-CO ₂ (2013 年度)	478 千 t-CO ₂ (2023 年度)	576 千 t-CO ₂ (2024 年度)	○
民生業務部門における CO ₂ 排出量	763 千 t-CO ₂ (2013 年度)	445 千 t-CO ₂ (2023 年度)	626 千 t-CO ₂ (2024 年度)	○
運輸（自動車）部門における CO ₂ 排出量	956 千 t-CO ₂ (2013 年度)	889 千 t-CO ₂ (2023 年度)	917 千 t-CO ₂ (2024 年度)	○
市の補助等を活用した再エネ・省エネ設備導入件数	455 件 (2015 年度)	5,104 件 (2023 年度)	3,600 件 (2024 年度)	○
太陽光発電設備を設置した学校数	9 校 (2015 年度)	11 校 (2023 年度)	18 校 (2024 年度)	△

環境教育・連携分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
環境学習会・講演会参加者数	751 人 (2015 年度)	2,332 人 (2023 年度)	1,000 人 (2024 年度)	○
「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	25,581 件 (2015 年度)	2,881 件 (2023 年度)	30,000 件 (2024 年度)	×
地産地消サポーター数*	2,152 件 (2015 年度)	3,096 件 (2023 年度)	3,400 件 (2024 年度)	△
大分市環境保全活動団体登録数	37 団体 (2015 年度)	37 団体 (2023 年度)	46 団体 (2024 年度)	△
こどもエコクラブ*在籍者数	380 人 (2015 年度)	274 人 (2023 年度)	500 人 (2024 年度)	×

4 市民・事業者の意識調査結果

(1) 調査の概要

本計画の改定にあたり、市民・事業者の環境に対する意識を調査・分析し、今後の施策推進の基礎資料として活用するため、大分市の環境に関するアンケート調査を行いました。

アンケート調査の概要

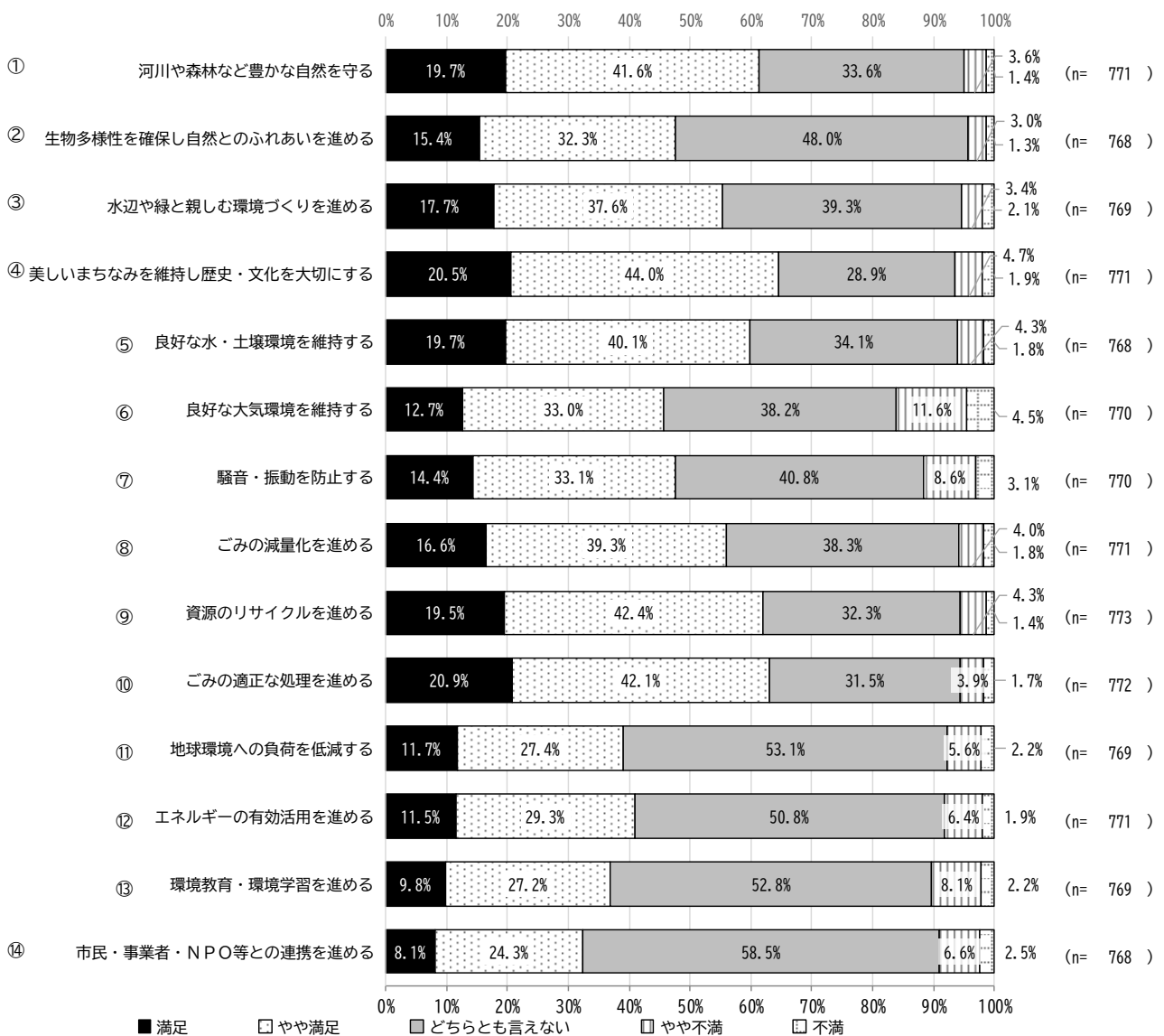
項目	市 民	事 業 者
調査対象	市内に在住する満 18 歳以上 2,000 人	市内に所在する事業所 300 事業所 臨海部企業 60 事業所
抽出方法	無作為抽出	市内に所在する事業者は無作為抽出 臨海部企業は省エネ法対象事業者
実施方法	郵送調査法 (郵送配布、郵送及び WEB 回収)	郵送調査法 (郵送配布、郵送回収)
調査期間	令和 6 (2024) 年 2 月～3 月	
回収率	39.4% (787/2,000)	46.9% (169/360)

(2) 市民アンケート調査の結果

■地域の環境に関する満足度

市民の地域の環境に関する満足度は、「④美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にする」、「⑩ごみの適正な処理を進める」、「⑨資源のリサイクルを進める」、「①河川や森林など豊かな自然を守る」について、『満足』『やや満足』と回答した方が 60%を超えており、満足度が高くなっています。

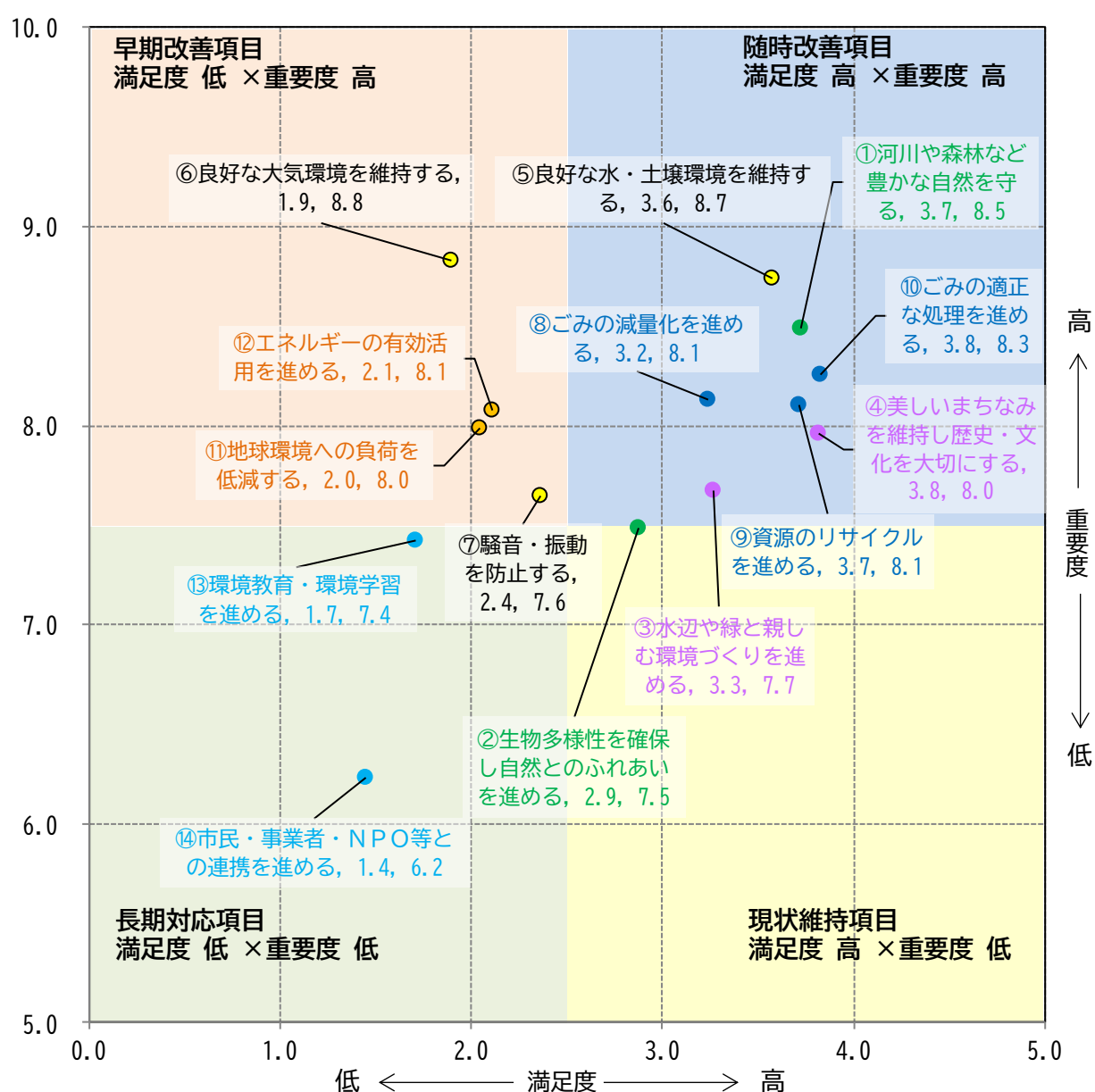
一方、「⑥良好な大気環境を維持する」、「⑦騒音・振動を防止する」、「⑬環境教育・環境学習を進める」について、『不満』『やや不満』と回答した方は 10%を超えており、満足度が低くなっています。



■市民が重点的に進めるべきと考える施策

第三次計画の14の施策について、満足度と重要度を評価点に換算し、ポートフォリオ分析*を行い「早期改善項目」「随時改善項目」「長期対応項目」「現状維持項目」に分類しました。

その結果、『地球環境』（⑪⑫）と『生活環境』のうち大気環境（⑥）と騒音振動（⑦）の施策は早期改善項目に分類されました。また、『自然環境』（①②）『快適環境』（③④）『資源循環』（⑧⑨⑩）と『生活環境』のうち水・土壌環境（⑤）は随時改善項目に分類されています。一方、『環境教育・連携』（⑬⑭）は長期対応項目に分類されています。

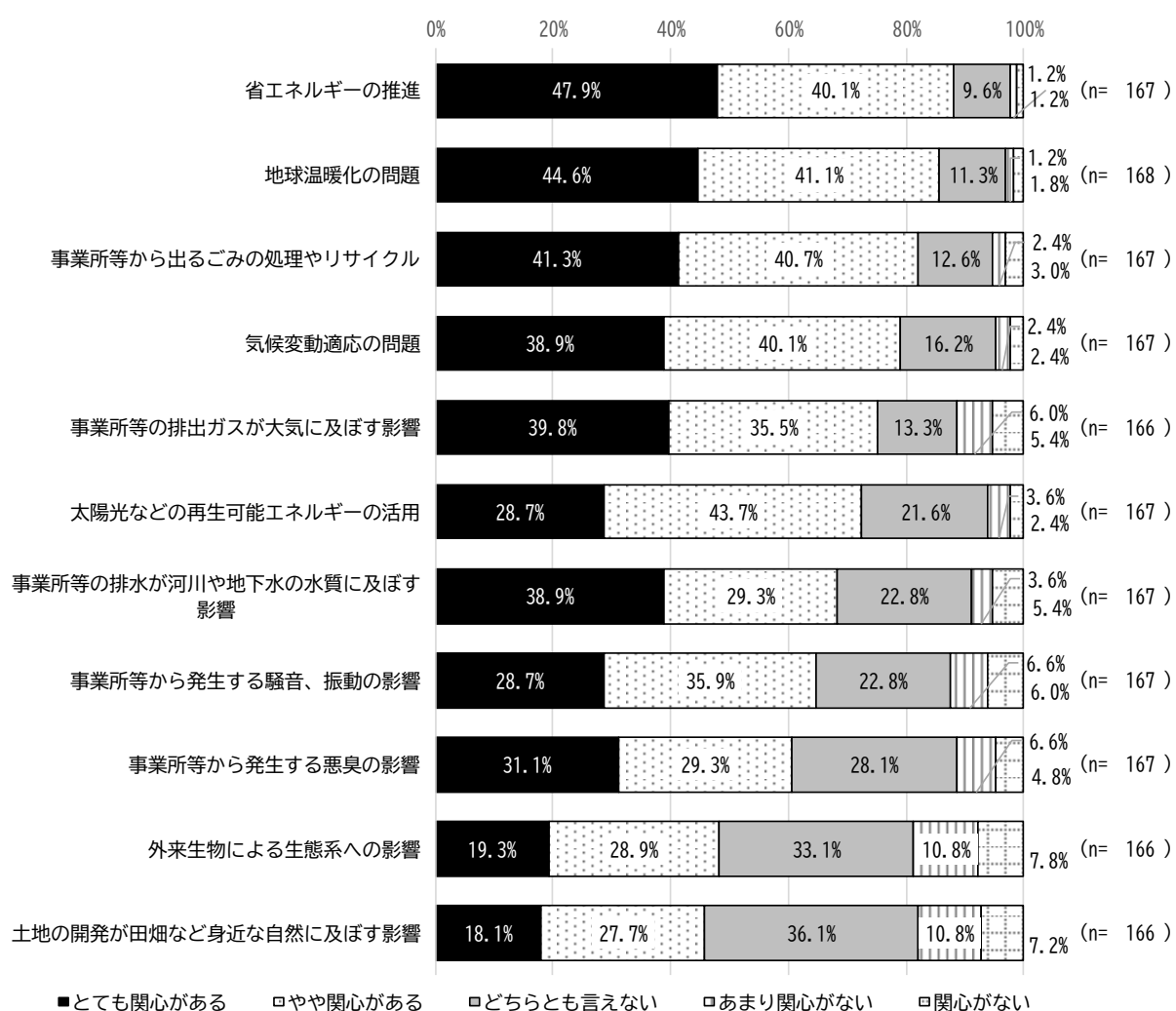


(3) 事業者アンケート調査の結果

■事業者が関心を持っている環境問題

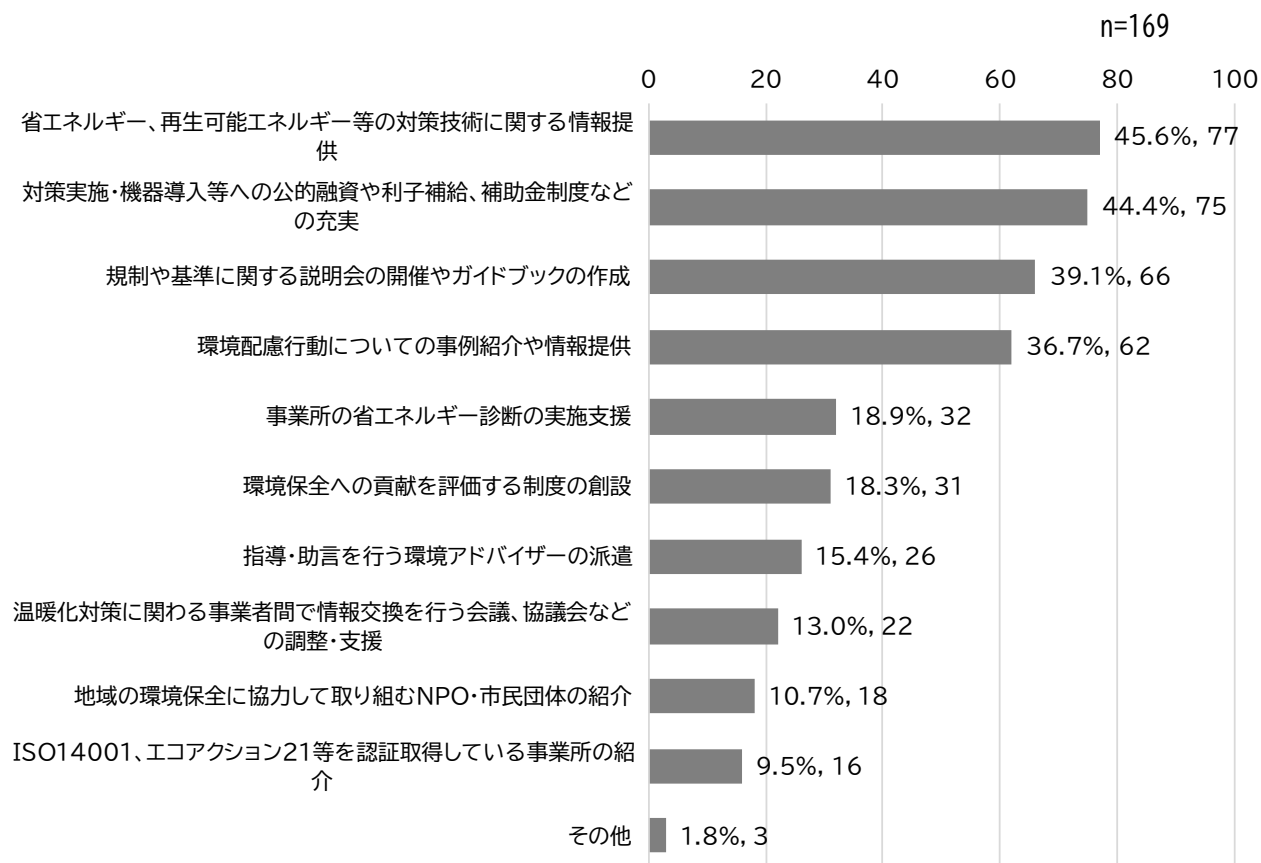
事業者の関心がある環境問題は、「省エネルギーの推進」、「地球温暖化の問題」、「事業所等から出るごみの処理やリサイクル」について、『とても関心がある』『やや関心がある』と回答した事業者が80%を超えており、関心が高くなっています。

一方、「外来生物による生態系への影響」、「土地の開発が田畑など身近な自然に及ぼす影響」については、『あまり関心がない』『関心がない』と回答した事業者が18%を超えています。



■今後、環境問題に取り組んでいく上で市に望むこと

事業者が市に望むことは、「省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策技術に関する情報提供」、「対策実施・機器導入等への公的融資や利子補給、補助金制度などの充実」「規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成」と回答した事業者が多くなっています。



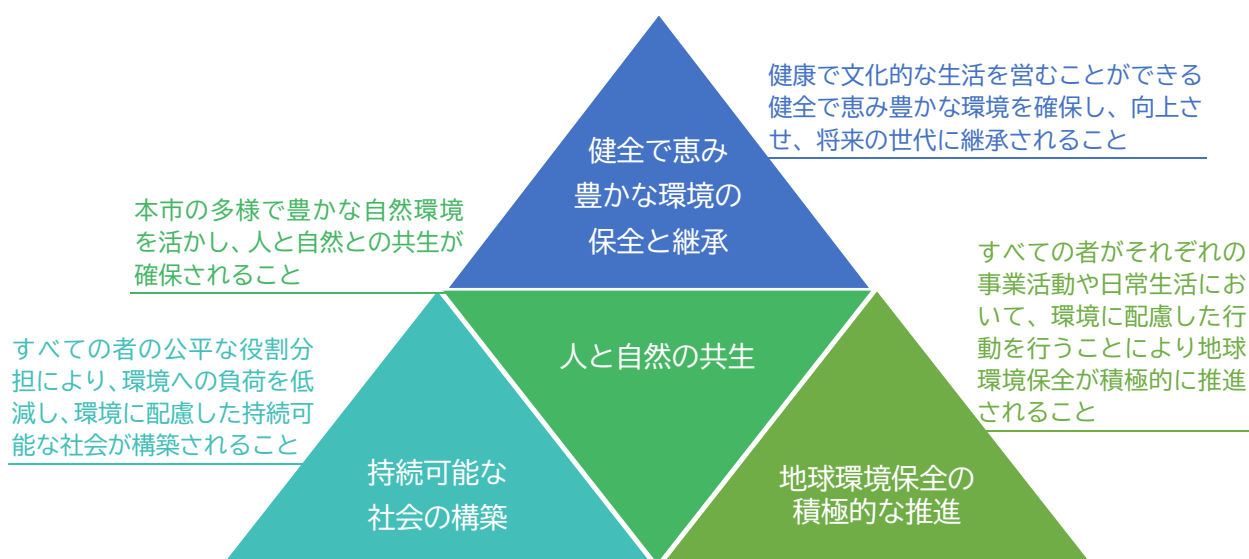
第3章 大分市が目指す環境

1 基本理念と環境像

(1) 基本理念

本計画における基本理念は、大分市環境基本条例に基づくものです。

大分市環境基本計画の基本理念



(2) 目指す環境像

大分市環境基本条例の基本理念にのっとり、大分市総合計画に掲げられた将来像「(仮)誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」を環境面から実現するため、本計画で目指す環境像を次のとおり設定します。

大分市の目指す環境像

自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた

2 基本目標

目指す環境像「(仮)自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた」を実現するため、本計画が対象とする環境の6分野ごとに、目指すまちの姿として基本目標を次のとおり設定します。

この基本目標は、第4章に示す施策の推進により、その達成を図ります。

基本目標1 豊かな自然 多様な生物と共によりいきるまち（自然環境）

- ・多様な生物の生息生育の場であるとともに、私たちに様々な恵みをもたらす自然環境を良い状態で次の世代に引き継ぐために、取組を推進するまちを目指します。

基本目標2 おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）

- ・本市の特性を踏まえた景観の形成とともに、市内の歴史遺産について各主体が学ぶことで、地域への愛着を育むまちを目指します。

基本目標3 健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）

- ・環境状況の把握とともに、適切な規制や指導、啓発等により、健康被害を未然に防止することで、安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標4 循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費に代わる、持続可能な取組を各主体が実践し、循環型社会を実現するまちを目指します。

基本目標5 ゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）

- ・気候変動問題へ早急に取り組み、2050年カーボンニュートラルを実現するまちを目指します。

基本目標6 みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育・連携）

- ・一人ひとりが主体的に学び、行動し、その行動をパートナーシップを通じて大きな社会変革へとつなげ、持続可能な環境保全活動を推進するまちを目指します。

3 施策体系

目指す環境像	基本目標	基本施策
自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた	①豊かな自然 多様な生物 と共にいきるまち (自然環境)	1 緑・水環境など豊かな自然を守ります 2 生物の多様性を守ります 3 自然環境の保全につながる取組を推進します
	②おおいとらしい風景を 守り活かすまち (快適環境)	1 多様な景観の形成を推進します 2 歴史・文化を守り、活かします
	③健康な生活を確保し 安心して暮らせるまち (生活環境)	1 大気環境を守ります 2 水・土壌環境を守ります
	④循環型社会の実現に みんなで取り組むまち (資源循環)	1 4 Rに取り組みます 2 ごみの適正処理・資源循環を推進します
	⑤ゼロカーボンシティ を実現するまち (地球環境)	1 気候変動の緩和策に取り組みます 2 気候変動の適応策に取り組みます 3 事業者等と連携した取組を推進します
	⑥みんなで 環境保全に取り組むまち (環境教育・連携)	1 環境教育・環境学習に取り組みます 2 市民・事業者・NPO等と連携した取組を推進します

第4章 目標達成のための取組

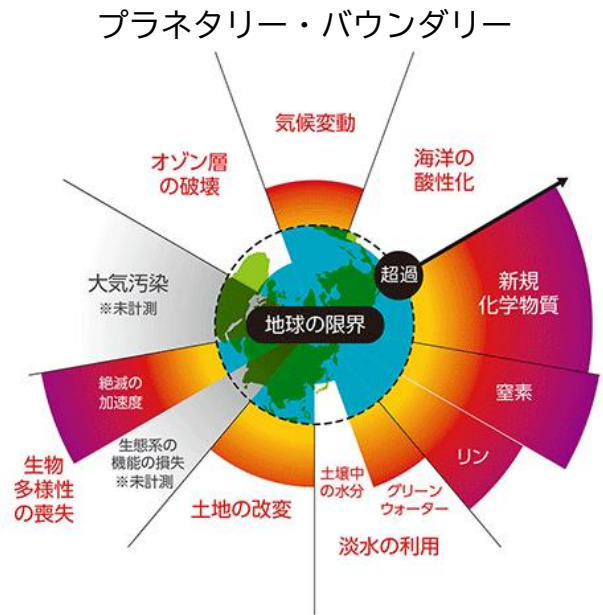
基本目標1	豊かな自然 多様な生物と共に生きるまち（自然環境）					
関連するSDGsの目標	2 飢餓をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう

■現況と課題

「生物多様性の損失」は、現在直面している環境危機の1つに挙げられており、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という研究によると、生物多様性の損失は高リスクの領域にあるとされています。

本市にある豊かな自然環境や生物多様性も、人間活動や外来生物によりその存在が脅かされています。

その一方で、市民・事業者アンケートによると、自然環境や生物多様性に関する関心は高いとは言えない状況にあるため、これまで以上に各主体を巻き込んで取組を強化していく必要があります。



出典：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

■環境指標

環境指標	現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和11(2029)年度	目標値 令和16(2034)年度
森林整備面積（累計）	31.58ha	181ha	-ha
増殖場造成面積	87.728 m ²	144.000 m ²	-m ²
新規就農者数（累計）	179人	284人	-人
アライグマ捕獲努力量 （巣箱型わな）	47,450 わな日	50,000 わな日	50,000 わな日
生物多様性に関する連携協定数	0社	8社	16社
市内の自然共生サイト登録数	0ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
セラピープログラム参加者数	482人	550人	600人

基本施策1

緑・水環境など豊かな自然を守ります

- 森林の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、森林の現況調査・測量を行い、間伐等の森林整備を行います
- 林業就業者の担い手確保・育成を図り、里地里山の保全や森林整備を推進します
- 関係機関と連携して、増殖礁*の計画的な設置を行い、有用水産生物の発生、成育に継続して取り組むとともに豊かな漁場環境の整備を行います
- 農地、水路、農道等の維持管理、補修を支援します
- 遊休農地の発生を防止し、農地の効率的な活用を促進するため、農地の集積・集約化を推進します
- 農業の担い手の育成や新規参入を支援します
- 大分市都市計画マスタープラン*に基づき、自然的環境の保全と整備に努めます
- 計画的・効率的な緑の維持管理や地域制緑地・森林を保全することで、生物多様性の確保や生きものとの共生、生態系ネットワークの確保を目指します
- 生態系や景観に配慮した河川の整備を国や県と連携し、推進します

基本施策2

生物の多様性を守ります

- 大分市自然環境調査検討委員会において、本市における多種多様な動植物の実態把握を行い、その保護に努めます
- 関係機関と協力して河川の状況等を把握する中で、継続して魚類等の生息・生育環境改善に取り組みます
- まちづくり出張教室や地球温暖化対策出前授業などの機会を捉えて外来生物の正しい知識を普及啓発します
- 特定外来生物に関する防除対策を推進するとともに、県や大分都市広域圏等の周辺自治体と連携し、広域防除に努めます
- 市内の生物多様性の保全を促進するため、事業者と生物多様性に関する連携協定の締結を推進します
- 市内の生物多様性が豊かな地域を自然共生サイトへ登録するための支援を行います

基本施策3 自然環境の保全につながる取組を推進します

- 建築物の建設にあたっては、地域材*等の木材利用を推進します
- 森林セラピーロード*を整備・活用し、森林を守り育む意識を醸成します
- 有害鳥獣（イノシシ、シカ等）の捕獲や防護柵による予防対策を支援します
- 農林水産物等に関する情報発信やイベントの開催などにより、地産地消*を促進します
- 農作物の収穫体験を通して、都市部と農村部との相互理解を促進します
- 学校給食における地元産食材の積極的な利用を促進します
- 自然観察会を実施し、市民の身近な自然に親しむ機会を創出します
- イベント等を通じて、木育の取組を推進します
- 荒廃竹林等の整備を実施する NPO やボランティア団体を支援し、里山の保全を図ります

基本目標 2	おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）					
関連する SDGs の目標	4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 

■現況と課題

これまで本市では庁内関係課が連携して、景観や緑化、まちの美化など快適環境の保全に取り組んできており、第三次計画の指標の達成状況は概ね良好でした。市民アンケートにおいても、快適環境についての施策の満足度は高くなっています。

本市には 800 を超える公園・緑地があり、市民協働のもと適切な維持管理に努めていますが、今後は、少子高齢化の進展等を踏まえた対応が必要となります。

さらに、人口減少により、空き家や空き地が増加することで、まちの環境が悪化することが懸念されます。将来にわたって、大分らしい魅力的なまちの環境を守るためには、歴史・文化などの保全・継承も含めて、市民、関係団体との連携を促進することが求められています。

■環境指標

環境指標	現状値 令和 5(2023)年度	中間目標値 令和 11(2029)年度	目標値 令和 16(2034)年度
身近なところで緑を感じたり親しんでいる市民の割合	市民意識調査を実施 のうえ集計 (2024 年度実績) ※	現状値から設定	-
ボランティア清掃団体登録件数	262 団体	262 団体	-団体
郷土おおいたの歴史文化に興味をもっている児童生徒の割合※	アンケートを実施 のうえ集計 (2024 年度実績) ※	現状値から設定	-

※実施中の市民意識調査及びアンケート調査より現状値及び目標値を設定

基本施策1 多様な景観の形成を推進します

- 大分市景観計画や景観形成ガイドラインに基づき、望ましい色彩への誘導や緑化を推進します
- 都市公園などの適正な整備・管理を行い、緑と親しむ空間の充実を図ります
- 既存の街路樹、グリーンベルト（緑地帯）の保全を図ります
- 公園・緑地の美化活動を行うボランティア団体の育成を図ります
- 古木、巨木及び樹林を名木として指定し、保存します
- 花木の苗の配布などにより、まちの緑化を推進します
- 緑化講習会等を通じて、市民の緑化意識の高揚を図ります
- ごみの散乱防止、空き地の適正管理を推進し、清潔で美しいまちを保ち続けます
- 空き家の適切な管理や活用の促進など、空き家対策を推進します
- 河川の一斉清掃などの活動を支援し、美化活動を推進します
- 河川の整備計画段階から市民と連携する中で、美しい川づくりのための環境保全活動の推進を図ります
- 水辺と親しむイベントを開催します
- 関係機関と連携し、海岸漂着ごみ・海底ごみの除去や啓発活動に継続して取り組みます
- 行政、市民、事業者が連携したまちの美化対策を推進します
- 市民ボランティアの清掃活動を支援し、地域に根ざした美化活動を促進します

基本施策2 歴史・文化を守り、活かします

- 天然記念物や史跡、有形文化財、民俗文化財など指定文化財の保護・保存を行い、周辺の自然環境の保全に努めます
- 市内に所在する文化財の調査を継続的に実施し、貴重な文化財の指定を進めます
- 文化財の適切な保存管理と保存団体等への支援を行います
- 歴史・文化資源を活用した展示・イベント等を開催し、地域文化の理解を促進します
- 大友氏遺跡歴史公園を拠点とし、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します
- 市民ボランティアガイドを育成し、歴史的文化資源の活用を推進します
- 学校教育において歴史・文化を大切にする取組を実施します

基本目標 3	健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）					
関連する SDGs の目標	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 

■現況と課題

健康で安全な生活環境の確保を図るためには、大気・水・土壌等の汚染・汚濁の防止が不可欠です。本市の大気・水・土壌環境については、公害防止協定*をはじめとする官民が連携した取組により、環境基準項目の年平均値は概ね良好な状況にあります。一方で、光化学オキシダント*は全国の傾向と同様に環境基準非達成となっており、引き続き適切に常時監視を実施するとともに、市民への情報提供を行い、健康被害を未然に防止する必要があります。

また、法令の改正により規制強化が図られているアスベスト*（石綿）に加えて、有害大気汚染物質やその他の化学物質等についても、適切な規制や指導、啓発等により、安心して暮らせる生活環境が求められています。

■環境指標

環境指標	現状値 令和 5(2023)年度	中間目標値 令和 11(2029)年度	目標値 令和 16(2034)年度
大気汚染物質の環境基準達成項目数 （全 6 項目）	5 項目	6 項目	6 項目
有害大気汚染物質の環境基準達成項目数 （全 4 項目）	4 項目	4 項目	4 項目
道路に面した地域における騒音（自動車騒音）の環境基準達成率	95.7%	100%	100%
河川（BOD）の環境基準達成率	80% （全 10 水域）	100% （全 10 水域）	100% （全 10 水域）
海域（COD）の環境基準達成率	100% （全 9 水域）	100% （全 9 水域）	100% （全 9 水域）

基本施策1 大気環境を守ります

- 大気汚染物質等の測定を継続的に行い、市民への情報提供の強化を図ります
- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、適切な指導等を行います
- 野外焼却に対して適切な指導を行います
- 騒音及び振動調査を継続的に行い、市民への情報提供の強化を図ります
- 商業宣伝を目的とした拡声器や深夜営業の騒音について、適切な指導を行います
- 多様な広報により普及啓発を実施し、家庭生活に起因する苦情の未然防止に努めます
- 解体等工事を行う事業者には騒音防止やアスベスト（石綿）飛散防止対策の徹底について指導・啓発を行います
- 中小企業等に対して、環境保全対策に必要な資金の融資をあっせんします

基本施策2 水・土壌環境を守ります

- 公共用水域及び地下水等を計画的に監視します
- 国、県及び大分川・大野川水質汚濁防止連絡協議会等と連携し、水質保全対策を推進します
- 公共下水道の整備及び普及を推進し、下水道接続率の向上を図ります
- 公共下水道の整備区域外においては、普及啓発を強化することで合併処理浄化槽への設置替えを促進し、汚水処理の早期概成に努めます
- 水路の清掃を実施し、悪臭や水質汚濁の防止に努めます
- 家庭の生活排水対策に関する普及啓発を推進します
- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、排水基準の遵守や有害物質の地下浸透の防止等について適切な指導等を行います
- 排水規制の対象とならない小規模事業場等の排水対策について、適切な指導に努めます
- 土壌の汚染状況等に関する情報を収集し、実態把握に努めます
- 中小企業等に対して、環境保全対策に必要な資金の融資をあっせんします（再掲）

基本目標 4	循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）					
関連する SDGs の目標	2 飢餓を ゼロに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナースhipで 目標を達成しよう 

■現況と課題

平成 26（2014）年度から実施している家庭ごみ有料化制度によって、ごみ減量に関する市民意識は高くなり、数年間のごみの減量化が進んでいましたが、消費税増税前の駆け込み需要やコロナ禍における巣ごもり消費等の特殊事情により、ごみ量は一時的に増加しました。その後、近年は再び減少傾向にありますが、第三次計画の指標は目標値を達成できていません。

4R（Refuse（リフューズ・発生回避）、Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再資源化））を推進することは、資源循環のみならず、カーボンニュートラルにも密接に関係していることから、市、市民、事業者の各主体は大量生産・大量消費・大量廃棄型の消費や生産に代わる、持続可能なライフスタイルや事業のあり方を実践することが求められています。

また、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、主体ごとのごみ排出ルール徹底や不法投棄の防止に取り組むとともに、新たな廃棄物処理施設による安定したごみ処理体制を整備・維持する必要があります。

■環境指標

環境指標	現状値 令和 5(2023)年度	中間目標値 令和 11(2029)年度	目標値 令和 16(2034)年度
ごみ排出量（総処理量）	153,356t	147,647t	-t
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	613g/人・日	567g/人・日	-g/人・日
事業系ごみ排出量	47,545t	49,245t	-t
リサイクル率	18.5%	24%	-%
最終処分率	7.8%	5.8%	-%

基本施策1 **4Rに取り組めます**

- ごみの減量とリサイクルの推進のため、4R の取組を促進します
- 一般廃棄物処理基本計画や食品ロス削減推進計画に基づき、ごみの減量化・資源化を図ります
- 大分市清掃事業審議会において、ごみの減量等についての検討・協議を行い、取組を強化します
- イベントや広報誌等により、4R について啓発を実施し、市民意識の高揚を図ります
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し指導を行うなど、産業廃棄物の排出抑制を促進します
- 剪定枝等の堆肥化を行うことで、リサイクルを促進します
- 建設廃棄物の適正な分別とリサイクルを促進します
- 農業用廃プラスチックの適正処理について啓発するとともに、回収作業を支援します

基本施策2

ごみの適正処理・資源循環を推進します

- 一般廃棄物処理施設の適正かつ安定した管理・運営に努めます
- 焼却灰、飛灰*を再資源化することで、資源循環を図り最終処分場の延命化を図ります
- 事業者が設置する産業廃棄物処理施設については、円滑な設置に努めるとともに、立入検査による監視指導を行い、適正処理を推進します
- 大分市災害廃棄物処理計画*に基づき、災害廃棄物の適正な処理に努めます
- 不法投棄監視カメラの設置による24時間監視や産業廃棄物監視員等によるパトロールや指導を徹底し、不法投棄の防止を図ります
- 大分県や関係機関と連携し、不法投棄監視パトロール等による監視指導を徹底し、不法投棄の防止を図ります
- 大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会の取組を通じて、関係機関等と連携の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、登録を受けたフロン類*回収業者に対してフロン類の適正な回収や再利用を行うよう指導します
- 畜産農家に対し、家畜排せつ物の適正な処理についての指導を行うとともに、優良な堆肥の生産を支援します
- 家畜排せつ物の有効活用や減化学肥料などによる農業生産など、環境に配慮した農業を推進します



■現況と課題

地球温暖化をはじめとする気候変動問題は、昨今「気候危機」とも呼ばれ、気温上昇を世界的に 1.5℃に抑えんとするパリ協定の目標の達成に向けて、早急な対策が求められています。本市では、令和 3（2021）年に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、令和 12（2030）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成していく必要があります。

地球温暖化対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」と、すでに起こりつつある、あるいは今後起こり得る温暖化の影響に対して自然や人間社会の在り方を調整する「適応策」を両輪で推進します。

また、本市臨海部に位置する鉄鋼、石油化学コンビナート、発電所等からなる大分コンビナートとは、これまでの官民連携による環境保全の取組を活かして、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

■環境指標

環境指標	現状値 令和 2(2020)年度	中間目標値 令和 12(2030)年度	目標値 令和 16(2034)年度
温室効果ガス排出量（特定事業所を除く）	34.9%減	50%以上削減	—
温室効果ガス排出量（特定事業所）※	14.4%減	30%削減	—
業務部門*の温室効果ガス排出量	41.4%減	62%削減	—
家庭部門*の温室効果ガス排出量	45.6%減	66%削減	—
運輸部門の温室効果ガス排出量	11.3%減	21%削減	—

※排出量の多い製造業、発電所、熱供給業等 40 事業者

基本施策 1

気候変動の緩和策に取り組みます

- 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着を促進するため、デコ活*を推進します
- 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量を削減するため、ハード・ソフト両面の対策を推進します
- 高効率な省エネルギー機器や再生可能エネルギー等の情報提供に積極的に取り組むとともに、補助等を実施することにより導入を促進します
- 自治会等に対し防犯灯の LED 化を促進します
- 中小企業等に対して、環境保全対策に必要な資金の融資をあっせんします（再掲）
- 建築物の省エネルギー性能向上や ZEH*・ZEB*に関する情報等の発信に加えて、低炭素建築物*・長期優良住宅*を認定し、建築物の省エネルギー化を推進します
- 多極ネットワーク型集約都市形成を図ることで、環境負荷の小さい都市づくりに努めます
- 補助等の実施により、次世代自動車*の導入を促進します
- 公用車の更新では、環境にやさしい次世代自動車の導入に努めます
- ごみ焼却時の廃熱等の副生エネルギー*の有効活用に推進します
- 下水汚泥の固形燃料化など、未利用バイオマスの利活用を促進します
- 上水道の配水池などにある落差を活用した小水力発電を導入するとともに、事業可能性の検討を進めます
- 間伐により発生した林地残材のバイオマス発電*利用について支援します

基本施策2 気候変動の適応策に取り組みます

- 大分市地域防災計画に基づき、減災に向けた体制の整備と市民意識の高揚を図ります
- 治水対策や急傾斜地等の保全対策を推進し、水災害の被害の未然防止と被害の最小限化を図ります
- 人工林の針広混交林化又は広葉樹林化などを推進するとともに、森林環境譲与税を活用し、災害に強い森づくりを推進します
- 内水被害を軽減するため、下水施設の適切な維持管理、雨水管きよの整備、雨水排水ポンプ場等の整備を促進します
- 市民等の雨水貯留施設の設置を支援し、水資源の有効利用を促進します
- 学校施設において雨水利用施設を設置し、水資源の有効利用を促進します
- 下水処理水*（再生水）を散水や雑用水として有効利用します
- 大分市災害廃棄物処理計画に基づき、平常時においても普及啓発・広報を行います
- 熱中症予防や対処法について、広く市民に普及啓発・広報を行います
- 熱中症特別警戒アラート等発令時に、公共施設等をクーリングシェルターや涼みどころとして市民が利用できるよう、施設の指定を推進します
- 蚊等を媒介とする感染症に関する正しい知識と予防方法の普及・啓発を図ります
- 気候変動に対応した農産物の生産体制や生産基盤の整備を推進します

基本施策3

事業者等と連携した取組を推進します

- 大分市水素利活用計画に基づき、水素エネルギーの利活用を促進するとともに、水素関連の産業振興、活性化を図ります
- 「大分市水素利活用協議会」の取組を通じて、産学官が連携して水素エネルギーの導入推進を図ります
- 公害防止協定に基づき、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制の取組を促進します
- バイオマス燃料の利活用など事業者による資源循環を促進します
- 事業者の脱炭素化に向けた設備投資を支援するため、新たな補助制度の創設を検討します
- 地球温暖化対策おおいた市民会議等と連携し、各種イベント等を実施することで、省エネ行動に関する意識の高揚を図ります

基本目標6	みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育・連携）					
関連するSDGsの目標	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナースhipで目標を達成しよう

■現況と課題

第三次計画では、リーディングプロジェクトとして、環境教育・連携分野について重点的に施策を推進してきました。しかしながら、環境指標の達成状況についてみると、環境学習会・講演会等単発のイベントの参加者は多くなっていますが、継続的に活動する市民の数が非達成となっています。

地域の環境への理解を深め、気づき、考え、主体的に行動する人材を育成するため、引き続き充実した環境教育・環境学習を推進するとともに、各主体の取組を継続的なものとするため、環境保全活動を支援する取組を推進する必要があります。

■環境指標

環境指標	現状値 令和 5(2023)年度	中間目標値 令和 11(2029)年度	目標値 令和 16(2034)年度
環境学習会・講演会参加者数	-人	1,000 人	1,500 人
「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	2,881 件	3,000 件	3,000 件
大分市環境保全活動団体登録数	37 団体	37 団体	37 団体
こどもエコクラブ在籍者数	274 人	300 人	300 人

基本施策 1

環境教育・環境学習に取り組みます

- 環境教育副読本や地球温暖化対策ガイドブック等を作成・活用することにより、子どもたちに対する環境保全や地球温暖化防止についての知識の普及と意識の高揚を図ります
- 学校教育において、子どもたちが環境についての理解を深め、環境に配慮した行動が取れるよう、体験活動・体験学習などの環境教育の充実を図ります
- 子どもたちに省エネルギーなどを実践する取組を展開し、家庭内での環境教育・環境学習を推進します
- 教職員への環境教育に関する研修を実施し、環境教育の充実を図ります
- 環境に配慮したエコスクール*の整備を推進します
- 環境に関する講座やイベント等を通じて、広く環境問題に関する普及啓発を推進します
- 講座や出張教室、イベント等を開催し、環境に関する意識の高揚を図り、市民の主体的な環境保全活動を支援します
- 地区公民館等において講座やイベントを開催するなど、各地域に即した環境教育・環境学習の取組を推進します
- 公共交通機関や自転車の利用促進を図ります
- 環境白書により環境の現状や環境基本計画の進捗状況などを公表し、市民の環境に関する理解を促進します
- 環境保全活動団体が開催するイベント情報や市民等を対象とした環境保全活動の支援情報等について、ホームページ等を活用し、情報の発信・提供を行います
- 多様な情報発信ツール（SNS や広報誌等）を活用し、地球温暖化対策に関する継続的な情報提供を行います

基本施策2 ▶ **市民・事業者・NP0 等と連携した取組を推進します**

- 「地球温暖化対策おおいた市民会議」を通じて、市、市民、事業者が連携した取組を推進します
- 大分市環境保全活動団体の登録を促進し、団体間のネットワーク化を推進します
- 地球温暖化対策おおいた市民会議や大分市環境保全活動団体と連携し、環境保全活動を担う人材の育成を推進します
- 環境保全活動を行う団体の情報発信等を行い、団体相互の連携や取組の活性化を促進します
- 生涯学習指導者やボランティア、NP0 等を登録した大分市人材バンク*を活用し、市民等の環境保全活動や実践活動の支援を行います
- 環境保全、資源節約に関する国際的な協力を推進します
- 子どもたちの環境に対する意識の高揚を図り、自主的な活動を促すため、「こどもエコクラブ」への参加を促進します
- 事業者の環境保全の取組を推進するため、エコアクション 21*の導入を促進します
- 優れた環境保全活動を行っている市民団体や事業者を顕彰し、環境保全活動を支援します
- 地域内のエネルギーを効率よく利用するため、大分コンビナートの企業間連携など、多様な主体間の連携を推進します

第5章 環境教育等の推進

1 背景と基本的な考え方

(1) 背景

第三次計画では、「ひとを育てる環境教育プロジェクト」として、環境教育・環境学習の推進、環境人材の育成、ネットワーク化と連携の推進を軸に、持続可能な社会づくりに貢献する「ひとを育てる」ことをリーディングプロジェクトとして推進してきました。

この取組を継続、発展させるため、本計画では「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の主旨を踏まえ環境教育等の推進を重要な取組分野として取り扱うこととします。

(2) 基本的な考え方

私たちの行動は地球環境に影響を与え、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、一人ひとりの日々の暮らしと世界中の環境問題は密接につながっています。そして、気候変動や生物多様性の損失等の多くの環境問題は、経済的社会的に弱い国や地域に影響が大きく、現在の世代より将来の世代により深刻な影響を与えます。

これらの解決には、本市の環境について、自ら向き合い、自ら行動する人材を育成するために、子どもから大人まで生涯を通じて学ぶ機会や場を創出していくとともに、一人ひとりの市民、個々の事業者が、将来にわたり継続的に環境に配慮した行動をとることが重要です。

そのためには、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、実際の「行動」に結び付けていく持続可能な開発のための教育（ESD*）の推進が重要です。

さらに、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動に加えて、市民、事業者、NPO等団体、学校、行政等の連携が不可欠です。

ESDの視点で捉える (持続可能な社会で大切なことを理解する) －捉え方の例－

多様性 いろいろある



自然・文化・社会・経済は、多種多様な事物から成り立っています。そうした多様性を尊重するとともに、事物・現象を多面的に見たり考えたりすることが大切です。

相互性 関わり合っている



自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合うシステムであり、人もそれらとつながりを持ち、人同士も関わり合っで相互に作用していることを認識することが大切です。

有限性 限りがある



自然・文化・社会・経済を成り立たせている環境要因や資源は有限であり、それらに支えられた社会発展には限界があることを知るとともに、将来世代のために有効に使用していくことが大切です。

公平性 一人ひとり大切に



持続可能な社会の基盤は、一人ひとりの人権や生命が尊重されることです。権利の保障や恩恵の享受は公平である必要があり、地域や世代を超えて保持されることが大切です。

連携性 力を合わせて



持続可能な社会の構築・維持には、多様な主体の連携・協力が不可欠であり、意見や立場が違っても、適宜順応・調和を図りながら、互いに協力して問題を解決していくことが大切です。

責任性 責任をもって



持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりが責任と義務を自覚し、望ましい将来像に対する責任あるビジョンを持って、他人任せにせず自ら進んで行動することが大切です。

ESDの視点で工夫する (問題解決に必要な能力・態度を身に付ける) －工夫の例－

批判 批判的に考える力



合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力。

未来 未来像を予測して計画を立てる力



過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力。

多面 多面的、総合的に考える力



人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力。

伝達 コミュニケーションを行う力



自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力。

協力 他者と協力する態度



他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする態度。

関連 つながりを尊重する態度



人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心をもち、それらを尊重し大切にしようとする態度。

参加 進んで参加する態度



集団や社会における自分の発言や行動に責任をもち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度。

2 取組方針

背景と基本的な考え方を踏まえて、本市における環境教育等は以下の取組方針に基づき推進します。

取組方針	内容
(1) あらゆる主体・世代への環境教育・環境学習の推進	学校や家庭、地域、職場などあらゆる場において、幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の機会を提供します。
(2) 環境人材の育成と活用	環境教育や環境保全活動等の推進において、指導者や地域における環境保全活動を担う環境人材を育成し、各主体の活動と連携し活用することで持続的な活動を支援します。
(3) 地域資源を活かした体験の機会と場の整備・活用	自然体験活動をはじめとして、本市の地域資源を活かした体験活動への参加機会を拡充するとともに、体験の場を整備することで、地域環境への関心・愛着を高めます。

3 取組内容

(1) あらゆる主体・世代への環境教育・環境学習の推進

学校や家庭、地域、職場などあらゆる場において、幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の機会を提供します。

環境教育・環境学習の推進

対象	取組内容	環境分野
学校	● 小中高校への出前授業において、市が進める各種事業や施策の説明などを行い、市民の理解を促進します	自 快 生 資 地
	● 環境に配慮したエコスクールの整備を推進します	自 資 地
親子・一般	● 歴史・文化資源を活用した展示・イベント等を開催し、地域文化の理解を促進します	快
小中学生	● 学校・団体の受け入れを積極的に行い、地域文化の理解を促進します	快
	● 環境教育副読本を作成・活用し、環境保全についての知識の普及と意識の向上を図ります	自 生 資 地
地域・職場	● まちづくり出張教室において、市が進める各種事業や施策の説明などを行い、市民の理解を促進します	自 快 生 資 地
	● 緑化講習会等を通じて、緑化意識の高揚を図ります	快
すべて	● 環境白書等を通じて、市域の環境の状況を公表し、市民の理解を促進します	自 快 生 資 地
	● イベントや広報誌等により、4Rについて啓発を実施し、市民意識の高揚を図ります	資 地
	● 自然観察会において、市内の身近な自然環境を観察することにより自然の大切さを学び、自然を守り育てる意識の高揚を図ります	自
	● 地球温暖化対策ガイドブックを作成・活用し、地球温暖化防止についての知識の普及と意識の高揚を図ります	資 地

(2) 環境人材の育成と活用

環境教育や環境保全活動等の推進において、指導者や地域における環境保全活動を担う環境人材を育成し、各主体の活動と連携し、活用することで持続的な活動を支援します。

環境人材の育成と活用

対象	取組内容	環境分野
学校	● 教職員への環境教育に関する研修を実施し、環境教育の充実を図ります	自 快 生 資 地
小中高校生	● 子どもたちの環境に対する意識の高揚を図るため、「こどもエコクラブ」への参加を促進します	自 快 生 資 地
小中高校生一般	● 市民ボランティアガイドを育成し、歴史的文化資源の活用を推進します	快
地域	● 公園・緑地の維持管理を行うボランティア団体の育成を図ります	快
	● 市民ボランティアの清掃活動を支援し、地域に根ざした美化活動を促進します	快
連携	● 「地球温暖化対策おおいた市民会議」を通じて、市、市民、事業者が連携した取組を進めます	資 地
	● 大分市環境保全活動団体の登録を促進し、団体間のネットワーク化を推進します	自 快 生 資 地
	● 地球温暖化対策おおいた市民会議や大分市環境保全活動団体と連携し、環境保全活動を担う人材の育成を推進します	自 快 生 資 地
	● 環境保全活動を行う団体の情報発信等を行い、団体相互の連携や活性化を促進します	自 快 生 資 地
	● 生涯学習指導者やボランティア、NPO等を登録した大分市人材バンクを活用し、環境保全活動や実践活動の支援を行います	自 快 生 資 地

(3) 地域資源を活かした体験の機会と場の整備・活用

自然体験活動をはじめとして、本市の地域資源を活かした体験活動への参加機会を拡充するとともに、体験の場を整備することで、地域環境への関心・愛着を高めます。

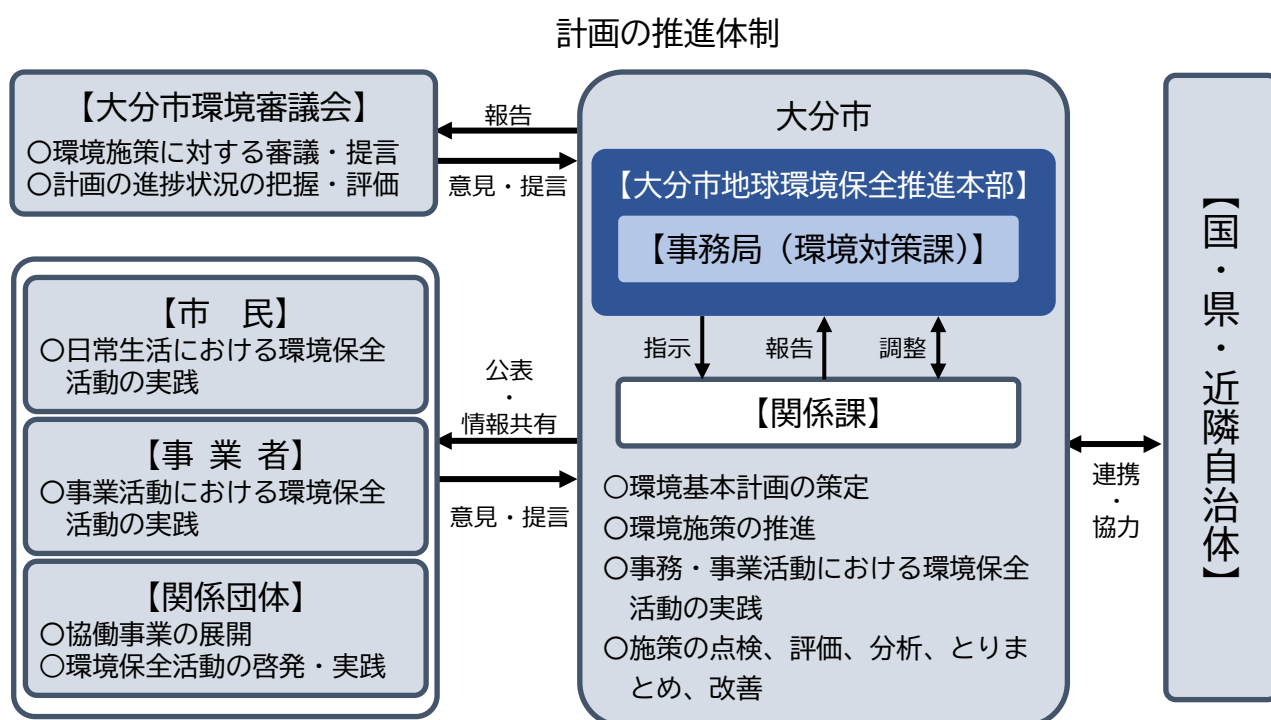
地域資源を活かした体験の機会と場の整備・活用

地域資源		取組内容	環境分野
自然環境	森林セラピー	● 各セラピーロードにおいて、森林セラピスト・森林セラピーガイドによるプログラムを実施します	自
		● 様々な対象に向けたイベントを企画・実施します	自
	木育イベント	● 木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めます	自 地
	地産地消イベント	● 農作物の収穫体験を通して、都市部と農村部との相互理解を促進します	自
	自然観察会	● 自然観察会を実施し、身近な自然に親しむ機会を創出します	自
	大分川	● かわとまちが一体となって賑わいを創出する「かわまちづくり」の取組を推進します	自 快 生
快適環境	大友氏遺跡歴史公園	● 歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します	快
—	学校	● 環境に配慮したエコスクールの整備を推進します	自 資 地

第6章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の望ましい環境像を実現するためには、市、市民、事業者、関係団体等、多様な主体の連携により、実効性を確保し全市的に取組を進めていく効果的な推進体制が必要です。このため、下記の体制により、計画を着実に推進していきます。



■大分市環境審議会

大分市環境審議会条例に基づき、環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や市民及び事業者の代表者等で構成される「大分市環境審議会」を設置しています。

市は、環境審議会に対し、計画の策定及び見直し、環境の現状や計画の進捗状況等の報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

■大分市地球環境保全推進本部

市では、環境保全に係る施策を総合的に推進するために、関係各課が横断的に連携して取り組む庁内組織として、「大分市地球環境保全推進本部」を設置しています。

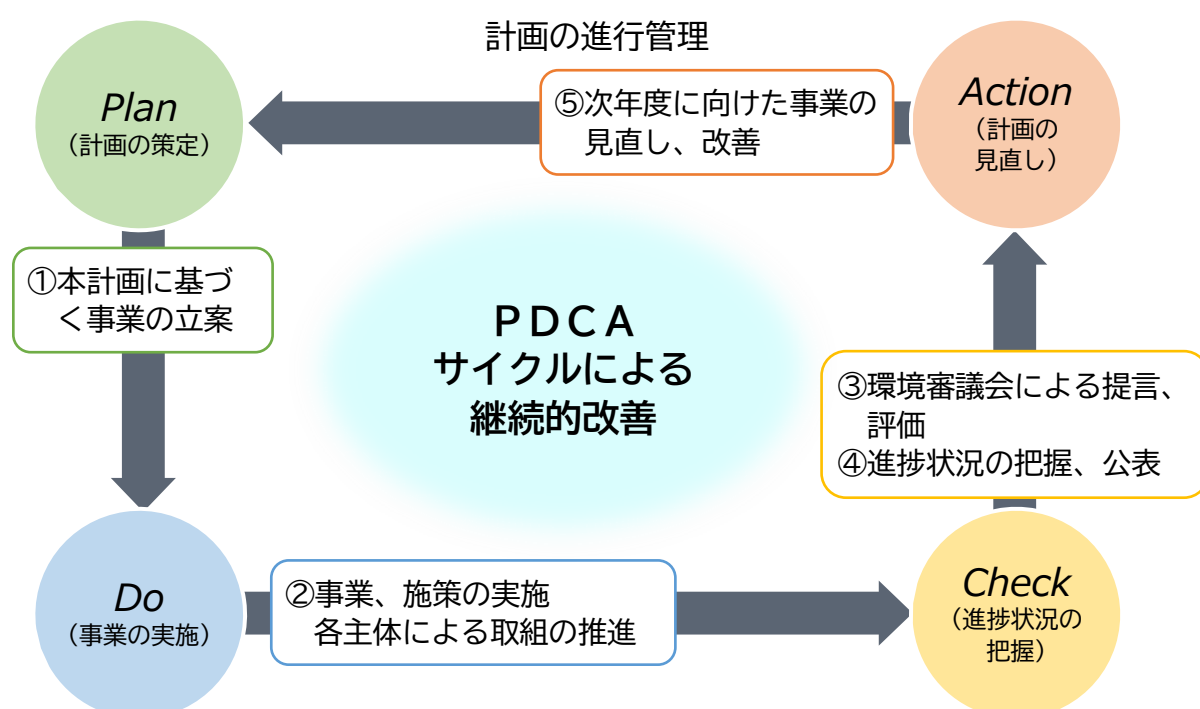
推進本部は、副市長を本部長、部局長を本部員とした組織であり、大分市における環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、必要に応じて目標や施策の見直しを行います。また、推進本部の下には、環境に関する事項について検討し、その推進を図るため、課長等で構成される幹事会や作業部会を置いています。

2 計画の進行管理

本計画の各施策については、進捗状況と指標の達成状況等を把握する進行管理を行います。この進行管理の結果は、取組内容の見直しに反映します。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルの手法を活用します。「計画の策定 (Plan)」、「事業の実施 (Do)」、「進捗状況の把握 (Check)」、「計画の見直し (Action)」という一連の流れを繰り返すことで、施策や事業の実施状況を継続的に改善しながら、目指す環境像の実現に向けて取組を進めます。

また、「進捗状況の把握 (Check)」は毎年度実施し、大分市環境審議会に報告するとともに、年次報告書として大分市環境白書、ホームページなどに掲載し、公表します。





第 7 章 環境配慮指針

環境への影響は、市民の日常生活、事業者の生産活動など、すべての主体の様々な行為と密接に関係しています。環境配慮指針は、目指す環境像の実現に向けて、市民、事業者が率先行動としてそれぞれの立場で環境に配慮すべき事項を示し、公共事業や開発行為においても配慮すべき事項を示した指針です。

なお、本市の事務・事業における環境配慮指針は、大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に具体的な取組を示しています。

1 市民の環境配慮指針

市民一人ひとりが、日常の生活において率先行動として取り組むべき事項を環境配慮指針に示しています。

市民の環境配慮指針（1）

基本目標	具体的な環境配慮事項
豊かな自然 多様な生物と 共にいきるまち (自然環境)	● 身近な生きものに興味を持ち、市域の自然に親しみ、生態系や外来生物について学びます ● 外来生物を”入れない”、”捨てない”、”拡げない”を実践します ● 地域材等の木材利用に努めます ● 自然観察会や体験学習などに積極的に参加します ● 有害鳥獣による農作物等への被害軽減対策に努めます ● 地元の農林水産物を積極的に活用します ● 市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます
おおいとらしい風景 を守り活かすまち (快適環境)	● 住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に努めます ● 地域の公園・緑地の美化や維持管理の活動に積極的に参加・協力します ● 生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます ● ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に取り組みます ● 川や海ではごみの持ち帰りなど、ルールやマナーを守ります ● 河川一斉清掃や地域の清掃活動など美化活動に積極的に参加します ● 歴史や文化財へ関心を持ち、イベント等に積極的に参加します ● 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます
健康な生活を確保し 安心して暮らせる まち (生活環境)	● 身近な大気環境に関心を持ち、適時の環境情報を入手します ● ごみ等の違法な焼却行為を行いません ● 近隣住民の生活環境を損なわないよう、悪臭や騒音・振動の防止に努めます ● 公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います ● 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽への設置替えを行います ● 合併処理浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います ● 食べ残しをしない、廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に取り組めます

市民の環境配慮指針（２）

基本目標	具体的な環境配慮事項
循環型社会の実現に みんなで取り組む まち (資源循環)	● 過剰包装を断る、レジ袋を断る、使い捨ておしぼりを貰わないなど、ごみの発生回避（リフューズ）に取り組みます ● 食品ロスや生ごみの減量（リデュース）を目的として、食材の「使いきり」・「食べきり」と生ごみの「水きり」を行う「3きり運動」に取り組みます ● 詰め替え可能な商品を購入する、量り売り・バラ売り商品を選ぶなどに取り組みます ● 生ごみ処理機、コンポスト容器*等による生ごみの堆肥化に努めます ● レンタル品や中古品を利用する、まだ使えるものは必要としている人に譲るなど、再使用（リユース）に取り組みます ● 食品トレイや牛乳パックを店頭回収へ出す、ペットボトルや菓子の空き箱を資源回収に出すなど、再資源化（リサイクル）に取り組みます ● ごみの出し方や分別のルールを守ります ● 廃棄物の不法投棄をしません
ゼロカーボンシティ を実現するまち (地球環境)	● エネルギー消費の見える化*や省エネ行動に取り組みます ● LED 照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます ● 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通機関を利用します ● 自家用車を購入する際は、次世代自動車の購入に努めます ● エコドライブ*、アイドリング・ストップの運転に取り組みます ● 住宅を改修・改築する際は、省エネ基準の適合に努めます ● 住宅への再生可能エネルギー設備等の導入に努めます ● 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます ● 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます ● 緑のカーテン*等の導入に努めます ● 水災害の被害防止のため、ハザードマップを確認し、事前に避難行動計画「おおいたマイ・タイムライン」を作成します ● 熱中症予防や対処法など正しい情報を入手し、家庭における熱中症を予防します
みんなで環境保全 に取り組むまち (環境教育・連携)	● 地域や学校で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します ● 家庭内で環境について話し合う機会を増やします ● 身近な環境問題に関心を持ち、日常的にできる環境保全活動を実践します ● 地域における環境保全活動へ参加します

2 事業者の環境配慮指針

事業活動を行うにあたって事業者が率先行動として取り組むべき事項を、環境配慮指針に示しています。

事業者の環境配慮指針（1）

基本目標	具体的な環境配慮事項
豊かな自然 多様な生物と 共にいきるまち (自然環境)	● 間伐や適切な伐採の実施など、森林の適正な管理に努めます ● 遊休農地の発生防止・解消と有効活用に努めます ● 自然環境に配慮した事業活動に努めます ● 自然環境を保全する CSR*活動を積極的に進めます ● 環境保全型農業*・資源循環型農業*の取組に努めます ● 野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます ● 生物多様性に配慮した事業活動に努めます ● 生物多様性を保全する CSR 活動を積極的に進めます ● 外来生物を持ち込まないように努めます
おおいたらしい風景 を守り活かすまち (快適環境)	● 事業所の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に努めます ● 「大分市屋外広告物条例」を守り、屋外広告物を適正に設置します ● 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します ● 緑のカーテンなどの導入により、事業所の緑化に努めます ● 水辺を守る活動や地域の清掃活動に積極的に参加します ● 事業所周辺の美化に努めます ● 建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます ● 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に積極的に参加します ● 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します
健康な生活を確保し 安心して暮らせる まち (生活環境)	● 法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出を抑制します ● 違法な焼却行為を行いません ● 適切な騒音・振動防止対策を行い法令や公害防止協定等に基づく基準を守ります ● 低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます ● 解体工事を行う際には、アスベスト（石綿）飛散防止対策を徹底します ● 営業騒音を低減します ● 適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります ● 有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します

事業者の環境配慮指針（２）

基本目標	具体的な環境配慮事項
循環型社会の実現に みんなで取り組む まち (資源循環)	● 過剰包装の自粛、包装の簡素化など、ごみの発生回避（リフューズ）に取り組めます ● 使い捨て容器を使用しない、電子回覧などペーパーレス化の促進など、ごみの発生抑制（リデュース）に取り組めます ● ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は再使用する、備品など修理して使えるものは捨てず修理して使うなど、再使用（リユース）に取り組めます ● OA 用紙、シュレッターくず、生ごみ（動植物残さ）をリサイクル業者回収へ出すなど、再資源化（リサイクル）に取り組めます ● 建設廃棄物のリサイクルに努めます ● 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます ● 家畜ふん尿の堆肥化など、適正な処理や利用を図るとともに、悪臭防止に努めます ● 廃棄物を適正に処理します ● 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理するとともに廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます
ゼロカーボンシティ を実現するまち (地球環境)	● エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます ● LED 照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます ● 省エネ商品の提供に努めます ● 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通機関を積極的に利用します ● 社用車を購入する際は、次世代自動車の購入に努めます ● 建築物を改修、改築する際は、省エネ基準の適合に努めます ● 事業所での再生可能エネルギー設備等の導入に努めます ● 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます ● 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます ● 自然災害などに備えて、BCP（事業継続計画）を積極的に策定します ● 熱中症予防や対処法など、正しい情報を入手し、職場における熱中症を予防します ● 水素エネルギーを活用する設備や製品の導入に努めます
みんなで環境保全 に取り組むまち (環境教育・連携)	● 市民との相互理解を促進するため地域で講座やイベント等を行います ● 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます ● 市や NPO 等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します ● 環境保全活動への参加・協力に努めます ● 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます ● エコアクション 21 などの環境マネジメントシステム*の認証の取得に努めます

3 公共事業や開発における環境配慮指針

本市では様々な計画に基づいた公共事業や事業者による開発などが行われています。本市の良好な環境を将来の世代へ継承するためには、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、計画の段階から環境へ配慮し、これらの事業を行うことが重要です。

そのため、先行する要綱や指針等に加えて、各種事業を進めるときの環境配慮指針を示し、公共事業や開発において、環境への配慮の取組を求めます。この指針では、共通の事項と、率先行動として環境に及ぼすおそれのある事業ごとに配慮すべき事項を示します。

環境に影響を及ぼすおそれのある事業

No	事業の種類	事業の主な内容
①	住宅系の事業	住宅団地の造成、学校・病院の建設 など
②	商業・業務系の事業	商業・業務用施設の建設、業務団地の造成、大規模発電設備設置 など
③	工業系の事業	工場・事業場の建設や増設、工業団地の造成 など
④	農林業系の事業	農用地の整備、農業用水路の整備、林道の整備 など
⑤	海岸・河川系の事業	河川改修、護岸の整備 など
⑥	交通系の事業	道路・鉄軌道の整備 など
⑦	レクリエーション系の事業	運動施設、レジャー施設 など
⑧	廃棄物処理系の事業	処理施設の整備 など

上記以外の環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、上記事業に関する配慮事項を参考に、類似する項目を組み合わせるなどして、適切な環境配慮を行うことが必要です。

(1) 共通の環境配慮事項

- ◆ 構想、計画などの段階で事業の環境負荷の種類や規模を予測し、位置や規模、対策などについて周辺の環境に配慮します
- ◆ 事業の実施にあたっては、地球温暖化の防止に配慮します
- ◆ 貴重な地形・地質や動植物の生息・生育場所などの保全に配慮します
- ◆ 歴史的・文化的資源の保全に配慮します
- ◆ 工事に伴う土砂や濁水の流出などを防止するよう配慮します
- ◆ 工事に伴う下流の利水や河川の環境などへの影響に配慮します
- ◆ 工事に伴う粉じん*や騒音・振動は、施工法の工夫により発生を防止するなど、周辺の環境へ配慮します

(2) 事業別の環境配慮事項

① 住宅系の事業

- ✓ 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します
- ✓ 建物の外観などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します
- ✓ 建築物の新築、増築、改築においては省エネ基準の適合に配慮します
- ✓ 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します

② 商業・業務系の事業

- ✓ 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します
- ✓ 建物の外観や広告物などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します
- ✓ 高層建築物による日照障害など、周辺の生活環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 建築物の新築、増築、改築においては省エネ基準の適合に配慮します
- ✓ 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します
- ✓ 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します

③ 工業系の事業

- ✓ 敷地周辺に緩衝緑地を設置するなど、緑化に配慮します
- ✓ 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ コージェネレーション設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します
- ✓ 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します

④ 農林業系の事業

- ✓ 水路、ため池などの基盤整備においては、身近な生きものの生息・生育場所の保全に

配慮します

- ✓ 林道などの整備においては、自然植生や地形など自然環境との調和に配慮します

⑤ 海岸・河川系の事業

- ✓ 多自然川づくりを基本とし、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します
- ✓ 親水護岸の整備などによる水辺とふれあう場を創出するとともに、周辺の自然景観との調和に配慮します
- ✓ 埋立、しゅんせつ工事などにおいては、濁りを抑える工法などにより、環境に配慮します

⑥ 交通系の事業

- ✓ 無電柱化など、良好な道路景観の創造に配慮します
- ✓ 幹線道路については、大気の浄化や騒音の緩和などのため、街路樹や緩衝緑地の設置など、周辺環境に配慮します

⑦ レクリエーション系の事業

- ✓ 敷地内は自然植生を生かして緑化するなど、自然環境に配慮します
- ✓ 施設や設備については、位置や規模など、周辺の環境と調和するよう配慮します

⑧ 廃棄物処理系の事業

- ✓ 廃棄物の減量化、資源化、適正処理を推進するよう配慮します
- ✓ 廃棄物処理施設の周囲は緑化するよう配慮します
- ✓ 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するとともに、敷地の適所に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します
- ✓ 有害化学物質による環境汚染が生じないよう配慮します
- ✓ 焼却余熱の利用設備導入などにより、未利用エネルギー*の有効利用に配慮します

資料編

1 大分市環境審議会及び審議経過

(1) 大分市環境審議会委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

No.	区 分	氏 名	所属又は推薦団体、役職等	備考
1	学 識 経 験 を 有する者	大上 和敏	大分大学教育学部教授	◎会長
2		東野 誠	大分工業高等専門学校都市・環境工学科教授	●部会長
3		濱永 康仁	日本文理大学工学部教授	
4		杉村 忠彦	大分市連合医師会	
5		多森 直樹	大分市薬剤師会専務理事	
6	市 議 会 議 員	国宗 浩	大分市議会経済環境常任委員会委員長	○副会長
7		大石 祥一	大分市議会経済環境常任委員会副委員長	
8	関 係 行 政 機 関の職員	飼野 達也	大分地方気象台次長	●部会員
9		藤田 直弥	大分中央警察署生活安全課課長	
10	その他 市長が 適当と 認める者	大塚 浩	大分商工会議所専務理事	
11		竹崎 一誠	大分県経営者協会	●部会員
12		三宮 徹一郎	大分市工業連合会常任理事	
13		首藤 征典	連合大分中部地域協議会副議長	
14		荒金 一義	大分市自治会連合会会長	
15		佐藤 日出美	大分市自治会連合会副会長	
16		秦 和恵	大分市自治会連合会副会長	●部会員
17		松尾 敏生	NP0 法人大分環境カウンセラー協会	●部会員
18		桑野 恭子	NP0 法人地域環境ネットワーク理事	●部会員

(2) 審議経過

名称	開催日	主な審議内容
第1回 環境審議会	令和6(2024)年8月5日	・環境基本計画の改定について（諮問） ・環境基本計画改定スケジュールについて ・環境審議会部会の設置について
第1回 環境審議会部会	令和6(2024)年9月2日	・環境基本計画骨子案の審議 ・環境基本計画（素案）の審議 ・環境基本計画改定スケジュールについて
第2回 環境審議会部会	令和6(2024)年10月15日	・前回の検討事項の確認 ・環境基本計画（素案）の審議
第2回 環境審議会	令和6(2024)年10月23日	・部会審議の経過報告について
第3回 環境審議会部会	令和6(2024)年11月28日	・前回の検討事項の確認 ・環境基本計画（素案）の審議 ・パブリックコメントの実施について
大分市市民意見公募	令和6(2024)年12月16日 令和7(2025)年1月15日	パブリックコメントの実施
第4回 環境審議会部会	令和7(2025)年2月中旬	・前回の検討事項の確認 ・パブリックコメントの結果について ・環境基本計画（答申案）の審議
第3回 環境審議会	令和7(2025)年2月下旬	・答申

2 用語解説

●あ行

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の危険性があることから、今日では製造等が禁止されている。

一般環境大気測定局

工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けない住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質の測定局のこと。一般環境大気測定局では、環境基準が設定されている二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)等を測定している。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ(生活系廃棄物)の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(紙などのいわゆるオフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や生活雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

運輸部門

温室効果ガス排出量の算定に用いられる部門の一つで、産業、民生等あらゆる主体が行う人、物の輸送に関するもののこと。具体的には自動車、鉄道、船舶及び航空を指す。ただし、航空の温室効果ガス排出量については、都道府県の算定対象である。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組

を進めることを目的として、環境省が設けた環境活動評価プログラムのこと。環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する手法による。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備された学校施設のこと。学校教育に限らず、地域の環境教育の実践の場としても活用する。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。主な取組には、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

大分エコライフプラザ

4Rの取組に関する啓発や情報発信の拠点として、広く市民に多様な環境学習の場と機会を提供する施設。福宗環境センターに併設されている。

大分市環境保全活動団体登録制度

市内を中心に様々な環境保全活動(地球温暖化対策、自然保護・自然観察、環境教育、環境美化、リサイクル等)を行っている団体等を「大分市環境保全活動団体」として登録する制度。各団体等の設立目的や活動内容等を取りまとめ、大分市ホームページ等で広く市民に知らせることにより、活動や連携を推進することを目的とする。

大分市ごみ拾いパートナー登録制度

地域の美化活動を推進するため、登録をした団体または個人に対して、市内の公共の場所をごみ拾いする際に、ボランティア専用のごみ袋を交付する制度。

大分市災害廃棄物処理計画

地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に市民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示した計画。

大分市人材バンク

市民の力をまちづくりに活かすために、生涯学習指導者やボランティアグループ、NPO法人など、優れた知識や経験を有する個人や団体の人材情報を、広く市民にインターネット上で提供するシステム。

大分市地産地消サポーター

大分市の農林水産業を応援しようとする個人又は団体をサポーターとして登録し、市内外を問わず、地元大分市産の食材の積極的な活用や購入、情報発信する。

大分市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。

住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。

大分都市広域圏

国が提唱する「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町が各市町の一体的かつ持続的な発展を図るために形成した圏域のこと。圏域内経済の発展と都市環境の整備、住民の生活機能の確保や充実を図るため、圏域内の自治体と連携し各種取組を推進していくもの。

おおいた優良産廃処理業者評価制度

廃棄物処理法に準ずる独自の優良業者評価手法を設け、基準に適合する処理業者を認定・公表する制度のこと。処理業者の適正処理の増進を図るもの。

汚水処理人口普及率

下水道、集落排水施設、浄化槽及びコミュニティプラント等の各汚水処理施設を利用できる人口を、総人口で除して算定した比率。汚水処理施設の普及状況を示す指標。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)が削減対象の温室効果ガスとして定められている。

●か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。

家庭部門

温室効果ガス排出量の算定に用いられる部門の一つで、家庭における部分を指す。このうち自動車の使用については運輸部門に算定される。

家庭用燃料電池(エネファーム)

都市ガス、LPガスなどのエネルギーから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて、電気とお湯を作る機器。使う場所で発電し、発電時に発生した熱を利用することで、エネルギーを有効に使うことができる。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標のこと。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

環境騒音

観測しようとする場所における工場・事業場の騒音や生活騒音等の人の活動により発生する騒音の総称。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しながら、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境負荷

人間の活動により環境に加えられる影響であり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。直接的に、あるいは集積・蓄積して、環境悪化を引き起こす排出物質や自然の改変などを指す。

環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、その達成に取り組んでいくための仕組みのこと。エコアクション 21 や ISO14001 がある。外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用し、審査・認証を受けることで、効果的にシステムを運用できるとともに、社会的な評価にもつながるシステム。

気候変動

さまざまな時間スケールにおける、気温、降水量、雲などの変化のこと。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の

二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

業務部門

温室効果ガス排出量の算定に用いられる部門の一つで、企業の管理部門等の事務所ビルや、ホテル、百貨店等の第三次産業等における部分を指す。このうち、自動車の使用については運輸部門に算定される。

きれいにしようえおいた推進事業

道路などの公共空間をボランティアでゴミ拾いする団体に対して、清掃道具（ゴミ袋・軍手・帽子など）を貸し出し、市民と行政が協働して「日本一きれいなまち」にしようとする事業。

景観形成

豊かな景観資源に対して、景観計画における理念に基づく取り組みを行う事で景観の向上を図ること。

下水処理水（再生水）

家庭や工場・事業場から生じる汚水を終末処理場で海や河川等に放流できる水質に処理した水のこと。再生水は、下水処理水を再利用の用途に応じた水質にさらに処理した水のこと。

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

Conference of the Parties の略称。地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場であり、国連気候変動枠組条約に基づき 1995 年から毎年開催されている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー

利用効率は 40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大 80%の高効率利用が可能となる。

公害防止協定

地方公共団体と大規模工場との間で、公害の未然防止を目的に締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を規定している。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、大気中で太陽の紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される酸化性物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められた公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する水路をいう。

こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開することを支援するための環境省の事業。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみなどを土壌中の微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥化する容器のこと。本市では、コンポスト容器とボカシ容器の無料貸与を行っている。

●さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーのほか、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指す。

最終処分率

排出されるごみのうち、最終的に最終処分場に搬入されたごみの割合のこと。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されている。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域となっている。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

産業部門

温室効果ガス排出量の算定に用いられる部門の一つで、製造業、建設業・鉱業及び農林水産業を指す。オフィス機能（本社、事務所等）の部分は業務部門に含まれる。

資源循環型農業

市民生活及び農業で発生する有機性資源をごみとして廃棄するのではなく、利用できるものは再び農業用資源として利用する仕組みの農業のこと。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの特性をもつ環境にやさしい自動車のこと。プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車などがある。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。

循環共生型社会

地下資源依存から地上資源基調へ移行することで、資源を「循環」させることと、人類が生態系の一員として「共生」し、個人・地域や企業・国など様々な主体の取組が広がることにより、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会全体が成長・発展できる社会のこと。

また、国の第六次環境基本計画では、循環共生型社会を地域で具体化するものとして「地域循環共生圏」を位置付けている。

浄化槽

トイレのし尿と併せて台所や風呂などの生活雑排水を処理して、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備で、「合併浄化槽」を指す。

森林セラピーロード

科学的な証拠に裏付けされた森林浴効果を活用して心身の健康づくりなどが体験できる森林道。

水素エネルギー

水素を原料として生産されるエネルギーのこと。水素は水やバイオエタノールなど、さまざまな原料から取り出すことができる。

水素社会

水素エネルギーを日常生活や産業活動に活用する社会のこと。

生物多様性

多様な生物の存在を意味し、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

増殖礁

自然石やコンクリートブロック、貝殻や石材を詰めたかご等のこと。漁場に設置し、水産資源を増加させる効果がある。

●た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの総称である。廃棄物の焼却などによって発生し、生体に影響を及ぼすとされている。

多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図

ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。カーボンニュートラルと同義。

地域材

大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

地域気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき、都道府県や市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るために策定する計画のこと。

地球温暖化対策おおいた市民会議

市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域において主体的に、また協働して温室効果ガス削減対策に取り組むために組織した会議。環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、緑化活動など身近な温室効果ガス削減対策に向けた取組を実践、展開している。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された国の計画。2030（令和12）年に向けた国の温室効果ガス削減目標を掲げるとともに、目標達成のための施策を総合的、計画的に推進していくための方針を記載している。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約をふまえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源（農林水産物やエネルギーなど）をその地域で消費することを指す。

長期優良住宅

住宅の構造や設備が長期にわたって良好な状態を保てるよう講じられていることなどを満たす建築物として行政が認定した優良な住宅のこと。

低炭素建築物

市街化区域内の建築物で、二酸化炭素の排出の抑制に資するものとして行政が認定した建物のこと。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

特定外来生物

本来の生息、生育地以外の地域から人為的に運ばれた生物（外来生物）の中で、生態系や人的、農林水産業等へ深刻な被害を及ぼす恐れのあるものとして国が指定した外来生物の総称。

土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする法律。

●な行

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じ

るエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、発電効率が高い。燃料電池を使用した機器として、燃料電池自動車、家庭用燃料電池（エネファーム）などがある。

●は行

バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、建築廃材、林地残材などの生物資源（バイオマス）を活用して「直接燃焼」や「ガス化」して行う発電のこと。

飛灰

ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス中に浮遊する灰のこと。焼却炉の底などから排出される焼却灰（主灰）とは区別される。

副生エネルギー

工場における製品の製造工程等で、副次的に発生するエネルギーのこと。工場廃熱や副生水素などがある。

フロン類

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）の総称。このうち、CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質である。HFC（ハイドロフルオロカーボン、一般に「代替フロン」）は二酸化炭素の約百倍～1 万倍以上もの温室効果がある。

粉じん

空気またはガスなどに含まれている固体の粒子のこと。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質と定義されている。

ポートフォリオ分析

顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一

つ。製品やサービスの満足度と期待度を 2 次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにすることができる。

●ま行

見える化

生活行動に伴い排出される温室効果ガスの排出量を可視化することの呼称。日常生活の中で排出している温室効果ガスの量を実感し見える化することで、エコライフスタイルの促進につながる。

緑のカーテン

アサガオ、ゴーヤ等の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る省エネルギーや温暖化対策となる。

未利用エネルギー

廃棄物エネルギーや工場などからの排熱エネルギー、下水や河川などの温度差エネルギーなど、これまであまり利用されていなかったエネルギーの総称。

●や行

有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義された物質。現在、健康リスクがある程度高いと考えられるベンゼンなどの物質（優先取組物質）が 23 種類選定されている。

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のこと。イノシシやカラスなどを指す。

要請限度

騒音規制法や振動規制法において、市町村長は

自動車騒音・道路交通振動の測定をし、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値。

●ら行

リサイクル率

廃棄物や不要品の排出量に対する再使用、再生利用の割合を指す。

●英数字

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程、水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程、水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

CSR

企業の社会的な責任（Corporate Social Responsibility）の略称。企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、社会的な側面（法律の順守、環境保護、人権擁護、労働環境、消費者保護など）にも責任を有するという考え方。

ESD

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略称。地球上の資源の有限性を認識し、自らの考えを持って、新しい社会秩序を形成していく、地球的な視野を持つ

市民の育成を目指す教育のこと。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な評価を行い、得られた知見について、政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略称。電流を通すと発光する半導体のことで、蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀等の有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目されている。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減される最先端の建築物のこと。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。建物の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

4 R（フォーアール）

ごみ減量・リサイクル推進のための基本となる
取組みである、Refuse（リフューズ：発生回避）、
Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユ
ース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源
化）の頭文字をとった呼称。